

未熟練労働者の安全衛生教育マニュアル

>>> 商業編 <<<



大切に育てましょう



(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会

はじめに

経験年数の少ない未熟練労働者は、作業に慣れておらず、また危険に対する感受性もまだ低いため、熟練労働者よりも労働災害発生率が高い状況にあります。そのため、雇入れ時や作業内容変更時等における安全衛生教育の実施が重要な役割を果たしていますが、安全衛生管理体制が必ずしも十分でない中小規模事業場においては安全衛生教育のノウハウが必ずしも十分とは言えない面があります。

このマニュアルは、商業を対象として、新たに就労した労働者や就労後の経験が短い労働者（未熟練労働者）に対し、安全衛生教育を実施する際に、配慮いただきたいことをまとめたものです。

商業の業種は多種多様ですが、ここでは小売業を中心に整理しましたが、できるだけその他の業種でも活用できる内容となるよう努めました。また、職場の安全・衛生についてあまり経験がない方々を対象とすることから、できるだけ写真、イラストを使いながら、分かりやすいものとししました。

なお、マニュアルの作成に当たりましては、多くの事業場のご担当者から職場の安全衛生に関するお話を伺うとともに、貴重な資料のご提供をいただきました。ご協力に心から感謝を申し上げます。

是非、多くの皆さまに、このマニュアルをご活用いただき、商業で働く「未熟練労働者」の労働災害防止のため、より効果的な安全衛生教育の実施に努めていただきますようお願い申し上げます。

平成29年2月

未熟練労働者の安全衛生教育マニュアル作成委員会

委員長 新 宅 友 穂

目次

マニュアルの使い方

第1 未熟練労働者に対する安全衛生教育(安全衛生担当者用)

I	未熟練労働者に対する安全衛生教育の必要性	
1	商業の労働災害が多くを占めている	2
2	未熟練労働者の労働災害が多い	3
3	小売業の労働災害の詳細	6
4	安全衛生教育で労働災害を防ぐ	8
II	未熟練労働者に対する安全衛生教育の流れ	
1	職場にはさまざまな危険があることを理解させる	18
2	「かもしれない」で危険の意識をもたせる	33
3	災害防止の基本を教える(その1) ～ さまざまな安全衛生のルールや活動があることを理解させる	35
4	災害防止の基本を教える(その2) ～ 安全な作業をみんなで実施し職場を安全に	51
5	災害防止の基本を教える(その3) ～ もし異常事態や労働災害が発生したときの対応を身につけさせる	60
III	安全な作業のための参考事例等	
1	安全な作業のための事例	62
2	お客さまへの対応	69
3	ロールボックスパレット(カゴ台車)の安全な使用	74
IV	労働安全衛生関係の情報の入手	75

第2 未熟練労働者の安全衛生教育の実施(講師用)

ポイント1	職場にはさまざまな危険がある!	78
ポイント2	「かもしれない」で危険を意識する!	81
ポイント3	安全な作業は正しい服装から!	83
ポイント4	決められた作業手順を守る!	85
ポイント5	4S・5Sの励行で安全を高める!	86
ポイント6	安全な作業をみんなで実施し職場を安全に!	87
ポイント7	もし異常事態や労働災害が発生したら!	98

マニュアルの使い方

このマニュアルは、未熟練労働者の労働災害を防止するために行う安全衛生教育について、多くの商業において共通することとして、ぜひ取り組んでいただきたい事項を取りまとめたものです。

このマニュアルの使い方は次のとおりです。

第1 未熟練労働者に対する安全衛生教育（安全衛生担当者用）

- (1) 未熟練労働者の安全衛生教育を担当者が実施する際に、より効果的なものとするための留意事項をまとめています。
- (2) 未熟練労働者に安全衛生教育を通じて、是非知っておいていただきたいこと、取り組んでいただきたいこと等について、とりまとめ解説をしています。
- (3) 実際の安全衛生教育では、「第2 未熟練労働者の安全衛生教育の実施」（講師用）を活用し教育を実施します。

第2 未熟練労働者の安全衛生教育の実施（講師用）

- (1) 別途提供するパワーポイント資料をもとに講師が安全衛生教育を実施する際の、講師用の参考事項を各項目ごとに記載していますので、参考として教育を行ってください。
- (2) 中小規模の事業場では安全衛生教育に多くの時間をとることが難しいところも多く、1～2時間ほどの時間で実施している事業場も多いところですが、別途提供資料はこのような事業場でも取り組めるよう作成しています。

（注）別途提供資料：厚生労働省ホームページから入手できます。

第1 未熟練労働者に対する安全衛生教育

(安全衛生担当者用)

I 未熟練労働者に対する安全衛生教育の必要性

1 商業の労働災害が多くを占めている

<第三次産業の労働災害>

- ◆ 第三次産業の労働災害は45%と半数近くを占めている。
- ◆ そのうち商業が33%と最も多くを占めており、労働災害防止対策が特に求められている。

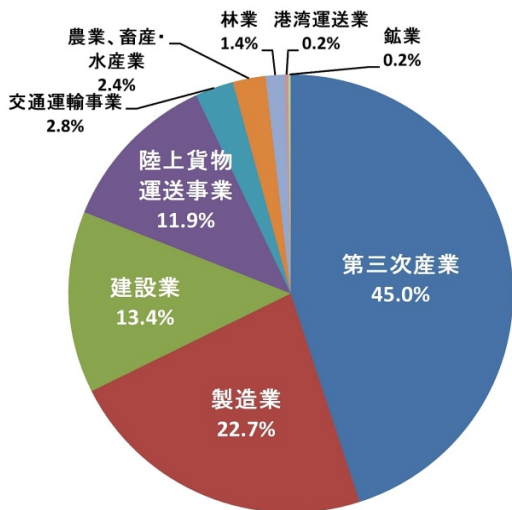
(1) 小売業、卸売業等の労働災害防止対策が求められています

平成27年の労働災害を業種別にみると、第三次産業が半数近くを占めており、第三次産業における労働災害の防止対策が強く求められています。

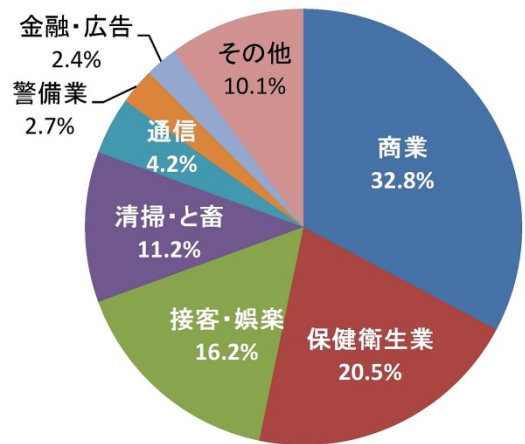
第三次産業には広範な業種がありますが、その内訳をみると、商業が最も多くなっています。さらに 商業の内わけをみると、小売業が76%と多くを占め、次いで卸売業が14%となっています。

なお、商業、小売業の最近10年間の労働災害の推移をみると、やや増加傾向にあります。

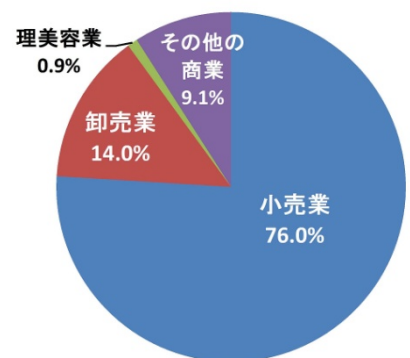
業種別労働災害の割合 (H27年)



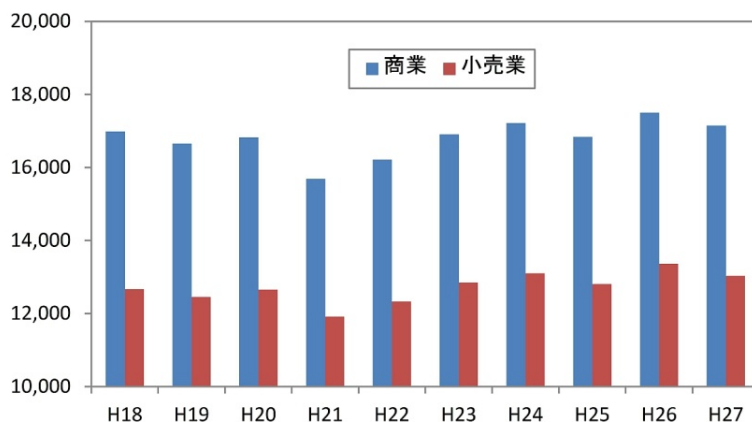
第三次産業の労働災害の割合 (H27年)



商業の労働災害の内わけ (H27年)



商業の労働災害の推移



資料:厚生労働省調べ(平成27年)

2 未熟練労働者の労働災害が多い

<商業の未熟練労働者の労働災害>

- ◆ 商業における経験年数3年未満の労働者の死傷災害（休業4日以上）の割合は増加傾向に。
- ◆ 経験年数では3年未満が4割以上を占める。

(1) 経験年数の短い労働者（未熟練労働者）の労働災害が増加

商業ではパートやアルバイト等の占める割合が多いこともあり、経験年数の短い者の労働災害も多くなっています。

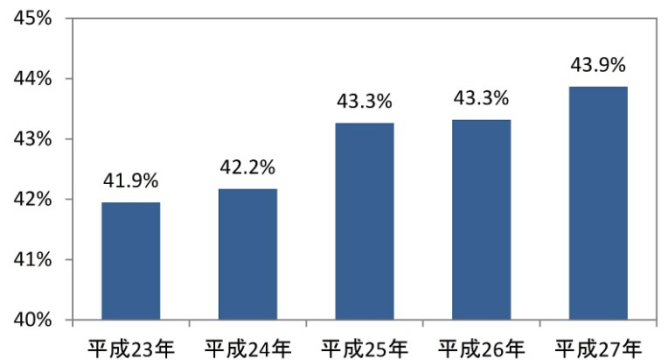
労働災害における、経験3年未満の未熟練労働者の占める割合でみると、増加が続いており、今後さらに増加することが懸念されます。

平成27年の商業の労働災害を、経験期間別にみると、1年未満が24%、3年未満が44%と多くを占めています。

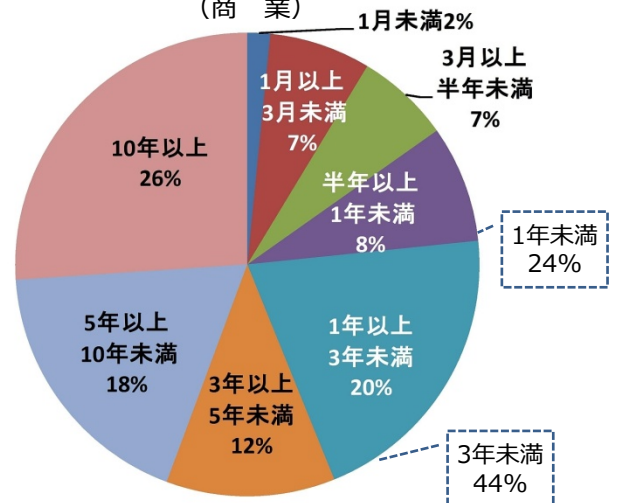
経験3年未満の労働災害の占める割合をさらに詳細にみると、全産業と同様、商業でも、小売業でも高くなっています。

就業後あまり期間の経っていない未熟練労働者の労働災害防止対策が必要とされます。

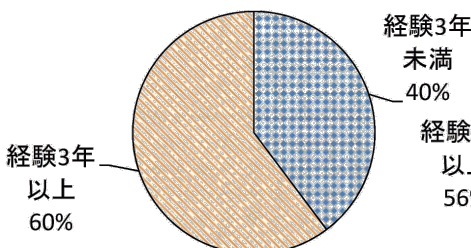
経験3年未満労働者の被災割合の推移（商業）



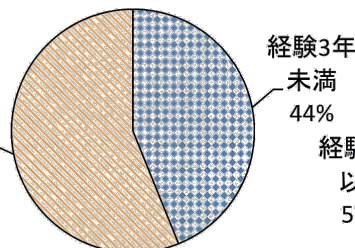
H27年経験年数別死傷災害の状況（商業）



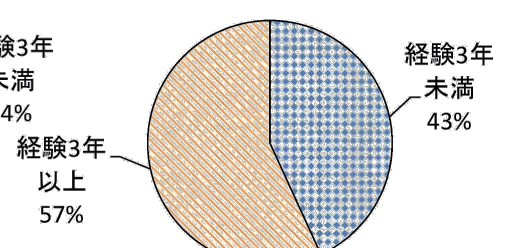
経験年数別割合（全産業）



経験年数別割合（商業）



経験年数別割合（小売業）



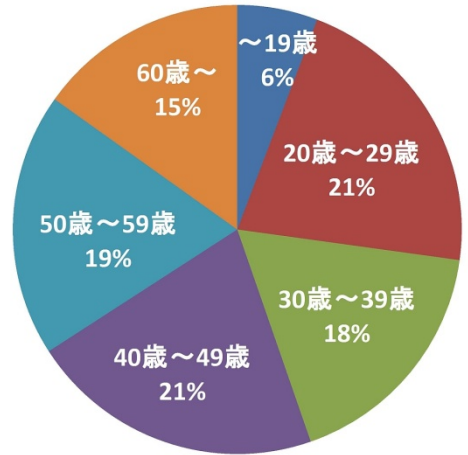
(2) 未熟練労働者の労働災害の内わけ

<年齢別>

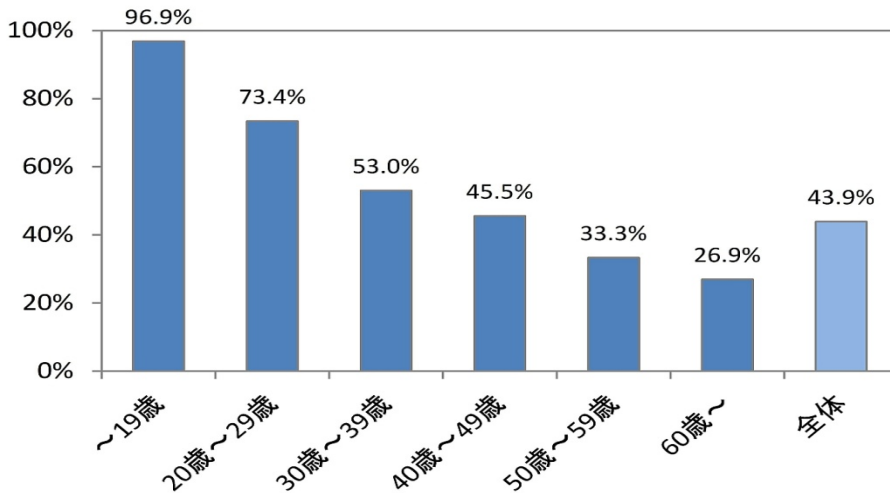
商業の未熟練労働者の労働災害を年齢階級別にみると、20歳台は21%と多くなっています。

また、年齢階級別に、全労働者に対する未熟練労働者の死傷災害の割合をみると、20～29歳では未熟練者の災害が約7割を占めています。

未熟練労働者の年齢別死傷災害
(H27年商業)



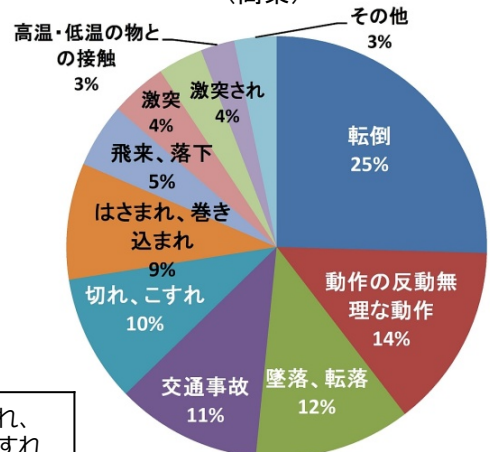
年齢階級別の死傷災害における未熟練労働者の割合
(H27年商業)



<事故の型別>

商業の未熟練労働者の労働災害を事故の型別で見ると、転倒災害が最も多く25%を占め、次いで、動作の反動・無理な姿勢（腰痛等）、墜落・転落があります。

未熟練労働者の事故の型別死傷災害
(商業)



死傷災害に占める未熟練者労働者の割合（事故の型別）

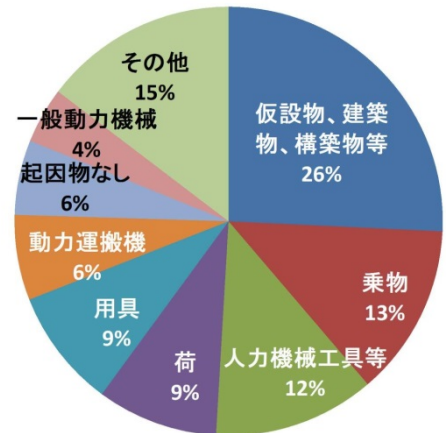
全体	転倒	動作の反動無理な動作	墜落・転落	交通事故	切れ、こすれ
43.9%	36.1%	47.9%	40.0%	46.5%	56.5%

資料：厚生労働省調べ（平成26年）

<起因物別>

商業の未熟練労働者の労働災害をその原因となった起因物でみると、「仮設物、建築物、構築物等」によるものが最も多く26%を占めています。これは、建物内の床や階段での転倒といったものです。次の「乗り物」は乗用車、トラックなどでの交通事故、「人力機械、工具等」はカゴ車、台車などを押しているときの腰痛などが該当します。

未熟練労働者の起因物別死傷災害
(商業)



死傷災害に占める未熟練労働者の割合（起因物（中分類）別）

全体	仮設物、建築物、構築物等	乗物	人力機械、工具等	荷	用具
41.7%	37.9%	45.7%	51.7%	47.3%	44.3%

資料：厚生労働省調べ(平成27年)

(参考)

<派遣労働者の労働災害の推移(製造業)>

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
死傷者数	217人	227人	210人	254人	311人	311人

<外国人労働者の労働災害の推移(全業種)>

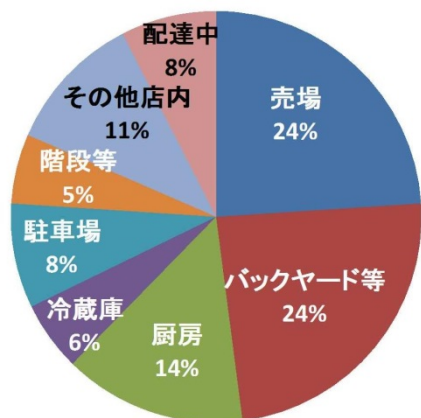
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
死傷者数	1,265人	1,239人	1,292人	1,548人	1,732人	2,005人

資料：厚生労働省発表(平成27年労働災害発生状況の分析等)

3 小売業の労働災害の詳細

- ◆ 小売業で最も多い災害である転倒災害について、ある労働局が平成25年の死傷病報告から分析した詳細な結果を(1)で紹介します。
- ◆ 今回ヒアリングをさせていただいた食品スーパーマーケットが、自社の店舗全体で発生した労働災害について詳細に分析したものを(2)で紹介します。

(1) 小売業の労働災害の詳細



平成25年小売業の695件の災害を分析すると、「転倒災害」が全体の約3割と最も多くを占めており、この転倒災害を、その発生場所別に分析したものが左の円グラフです。

バックヤード、厨房、冷蔵庫といった作業場での災害が転倒災害の44%を占めています。

それぞれの場所での災害をさらに詳細に分析したものを下の横棒グラフで示しています。

災害の特徴を踏まえ、特に整理・整頓を重点とした安全の取組が求められます。

① 売り場の転倒災害(転倒した場所)



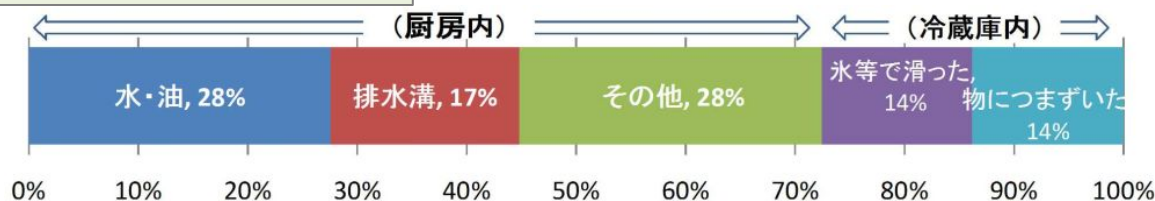
- ・ レジ、サッカー台などの周りの、買い物かご、段ボール箱、折りコン、電気コードなどにつまずいて転倒
- ・ 商品陳列のため、商品を持って移動中、椅子に乗って作業中、什器の移動中などに転倒
- ・ 客対応で急いでいて、床に置かれた箱につまずいて転倒

② バックヤード等の転倒災害



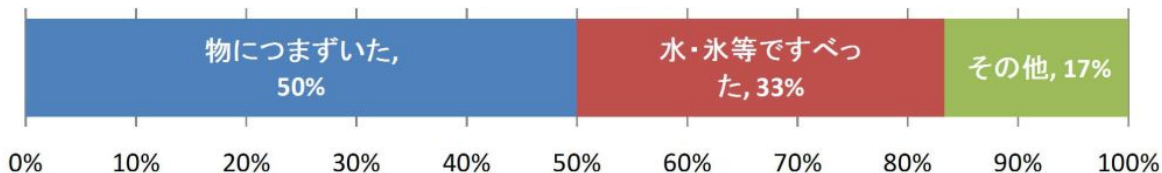
- ・ 台車、カートラック、コロ車や段ボール箱、発砲スチロール、コンテナにつまずいて転倒
- ・ 水、油、洗剤、マットで滑って転倒

③ 厨房、冷蔵庫内での転倒災害



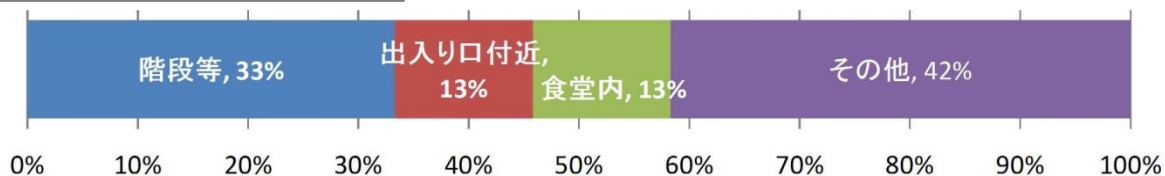
- ・ 厨房内は、水、油、洗剤で滑るものと排水溝の蓋(グレーチング)で滑って転倒
- ・ 冷蔵庫内は、氷等で滑る場合も多いが、庫内のケース、台車につまずいての転倒も多い。

④ 駐車場での転倒災害



- ・ 車止め、進入禁止のチェーン、段差につまずいて転倒
- ・ 雨や雪で滑って転倒

⑤ その他店内での転倒災害



- ・ 従業員用の階段での転倒も多くみられます。

(2) 食品スーパーマーケットの労働災害の詳細

あるスーパーマーケットの1年間の労働災害の発生状況の分析結果です。

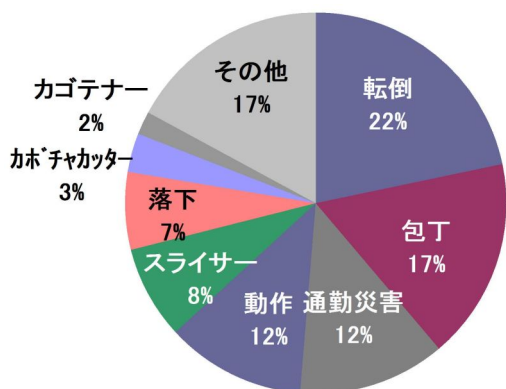
① 原因別の状況

滑ったり、つまずいたりしての「転倒」災害が最も多く、次いで「包丁での切創」となっています。通勤災害は労働災害ではありませんが、事業場としては交通事故防止などの取組を行っているケースも多いです。

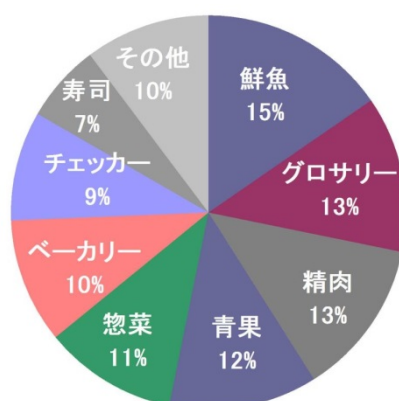
② 部門別の状況

部門別では鮮魚関係が最も多くなっていますが、各部門とも一定の災害が発生をしており、それぞれの部門に応じた安全の取組が必要です。

<① 災害発生原因別>



<② 災害発生部門別>



4 安全衛生教育で労働災害を防ぐ

(1) 未熟練労働者には安全衛生教育が特に重要

ア 安全衛生教育で労働災害を防ぐ

安全衛生教育はなぜ必要なのでしょうか。

職場には、様々な危険があり、そのため労働災害が未だに多数発生しています。

この労働災害を防止するには、次の2つをなくすことが基本とされています。

- ① 設備などモノの面での「**不安全な状態**」をなくすこと。
- ② 作業者など人の面での「**不安全な行動**」をなくすこと。

※ **不安全状態**・・・職場の機械や物について、事故が発生するかもしれないような状態、あるいは、事故の発生原因が作り出されているような状態をいいます。

例：「動いている機械に接触防止の囲いが無い」、「高所の作業で手すり等がない」、「物の置き方が悪く崩れそう」、「決められた服装でない」など。

※ **不安全行動**・・・労働者本人または関係者の安全を妨げるような行動を意図的に行う行為をいいます。手間や労力、時間やコストを省くことを優先し、つい行ってしまふ次のような安全上不適切な行動があります。なお、自らとった行動が、意図しない結果をもたらすことは「ヒューマンエラー」といわれ、この対策も重要です。

例：・「これくらいは大丈夫だろう」、「面倒くさい」、「皆がやっているから」と考えて行う行動

・「長年経験しているから大丈夫」、「自分が事故を起こすはずはない」など慣れや過信からあるべき姿を逸脱する安易な行動があります。

このため、労働安全衛生法では雇入れ時の安全衛生教育を事業者には義務付けています。

職場での作業にまだまだ十分に慣れていない未熟練労働者は、このような危険への認識が薄く、また安全な作業方法も十分には身につけていません。このため、労働災害にあう危険が高い状態にあります。

「未熟練労働者に対する安全衛生教育」は、自ら危険を回避し安全な作業を行うことが十分でない者に対し、どのようにしたら職場で危険を回避し、安全に作業ができるかということについて、理解をしていただき、身につけてもらうために行うものです。

イ 安全衛生教育の内容

未熟練労働者に対する安全衛生教育では何を教育したらよいのでしょうか。労働安全衛生法では雇入れ時に安全衛生教育を実施することが次ページの表(参考)のように義務付けられています。

未熟練者に対し、雇入れ時や雇入れ後に効果的な教育を実施するためには、次のページの「未熟練労働者に対する安全衛生教育の流れ」を参考に安全衛生教育を実施しましょう。

なお、各項目の詳細は18ページ以降の「Ⅱ 未熟練労働者に対する安全衛生教育の流れ」で説明しています。

(参 考)

【法令による雇入れ時教育の項目】 (労働安全衛生規則第35条)

- ① 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関する事。
- ② 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関する事。
- ③ 作業手順に関する事。
- ④ 作業開始時の点検に関する事。
- ⑤ 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関する事。
- ⑥ 整理、整頓(とん)及び清潔の保持に関する事。
- ⑦ 事故時等における応急措置及び退避に関する事。
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

未熟練労働者に対する安全衛生教育の流れ

① 職場にはさまざまな危険があることを理解させる。 . . . P18

② 「かもしれない」で危険の意識をもたせる。 . . . P33

③ 災害防止の基本を教える(その1) . . . P35

さまざまなルールや活動があることを理解させる。

- ・正しい作業服装の着用
- ・作業手順の励行
- ・4S・5Sの励行
- ・ヒヤリ・ハット活動
- ・危険予知訓練(KYT)
- ・リスクアセスメント
- ・危険の見える化

④ 災害防止の基本を教える(その2) . . . P51

安全な作業の基本を理解させる。

- ・「転倒」災害の防止
- ・「腰痛症」予防のポイント
- ・「墜落・転落」災害防止のポイント
- ・「切れ・こすれ」災害防止のポイント
- ・「はさまれ・巻き込まれ」災害防止のポイント
- ・「熱中症」予防のポイント

⑤ 災害防止の基本を教える(その3) . . . P60

もし異常事態や労働災害が発生したときの対応を理解させる。

- ・異常事態発生時の対応
- ・労働災害発生時の対応

(2) 安全衛生教育は繰り返し実施しましょう

○ 安全衛生教育は身につくまで

安全は知っているだけでなく、実際に安全に作業ができなければ意味がありません。

このため、労働者を雇い入れたときや、まだ仕事に十分慣れない間は、従事する作業等に関する安全衛生教育を繰り返し実施し、身に付けさせることが大切です。

○ 身につけるには繰り返しと確認

1回の安全衛生教育だけではなかなか安全な作業を身につけるのは難しいということです。

このため、雇入れ時以外にも、例えば、1週間後、1月後、3月後、6月後、1年後などに繰り返し安全衛生教育を実施することが重要です。

そして、本当に理解し身についたかどうか、その習得度合いについてもチェックしましょう。以下に事業場で使われているチェックリストの例を参考として示します。

安全衛生教育の習得確認のためのチェックリスト(例)

【作業修得度確認表】 精肉部門

必須資格項目 (5S 定位置管理)

*3か月単位での進捗確認を行って下さい。

チェックポイント		できる 本人チェック	できる チーフチェック	面接時確認 (コメント)
売場通路は基準書の手順で一定方向から清掃していますか。				
作業終了後器具備品は定位置に戻していますか。				
包丁はシンクの脇に固定して洗浄していますか。				
クロスは色別に予洗してから、指定薬剤で洗浄していますか。				
冷蔵庫、作業場の床清掃は隅まで擦っていますか。				
冷蔵庫、作業場の床清掃時には会所柵も清掃していますか。				
ダンボールは崩れないようにたたんでから、定位置に出していますか。				
ごみ袋を出したときは、次の袋をセットしていますか。				
清掃にはクロス(ホワイト)を使用していますか。				
まな板清掃はルール通りできますか。				
シンク洗浄時はごみ受けや蓋、備品も洗浄していますか。				
バット(器具)は一度湯に漬けてから洗浄していますか。				
薬剤の補充は指定の容器で行っていますか。				
ミートスライサーの本体、部品の清掃はルール通りできますか。				
包材 管理	先入れ先出しを行っていますか。			
	トレイはほこりが入らないように伏せていますか。			
	定位置に収納していますか。(積みすぎないように)			

※本人がレ点での自己チェック後、チーフが確認チェックをする

名前: _____ 採用: 年 月 日 確認: 年 月 日

安全衛生教育の習得確認のためのチェックリスト(例)

＜雇入れ時安全衛生教育理解度テスト（受講履歴）＞

氏名： _____ 実施日： _____ 年 _____ 月 _____ 日
 確認者： _____

理解度テスト

■ 問1 () 内に当てはまる語句を下の □ 内から選び、記入下さい。

労災が発生する仕組みは、次の ① ⇒ ② ⇒ ③ ⇒ ④ の4ステップです。

- ① () : 人が接触すると労災になる要因のことで、設備・機械・用具などです。
 英語では、ハザードと言われています。危険源を知ることが安全の第一歩です。
 例：フライヤー、ミートチョッパー、包丁、重量物など。
- ② () : ①が人に危害を与える可能性がある状態です。英語では、リスクと言われています。
 例：揚げ物の作業、刃部の清掃、包丁の洗浄、油の付いた床を移動、重量物の運搬など。
- ③ () : ①と人が接触しかけた状態でヒヤッしたりハツとしたり、びっくりした状態です。
 例：揚げ物で油がはねる、回転部に巻込まれそうになる、包丁が落ちる、滑って転倒など。
- ④ () : ①と人が接触し人がケガをした状態です。亡くなることもあります。
 例：動いている刃物に接触し指を切断、転倒して骨折、重量物を持ち上げ腰痛になど。

危険 危険源 労災 事故

■ 問2 () 内に当てはまる語句を下の □ 内から選び、記入下さい。

人がケガをしないためには、危険源に近づかないことが不可欠です。そのために次の10の安全行動、安全作業がとても重要です。

- ① () ・決められた () ・ () を守る！
- ② 要らないものを捨てる () 、決められた場所に置く () の徹底！
- ③ 異常時、トラブル時は、「 () 」「 () 」「 () 」
- ④ 道具・用具は () 使う！
- ⑤ 動いている部分に、 () を () に入れない！ 清掃時は必ず機械は止める！
- ⑥ 決められた安全・清潔な () で作業！
- ⑦ () の取り扱いに注意する！
- ⑧ 機械の作業前 () を確実に必ず行う！
- ⑨ 「 () 」で危険を意識して作業する！
- ⑩ 危険を () と認識する！

・待つ ・ルール ・作業標準 ・危険 ・整頓 ・止める ・かもしれない
 ・正しく ・呼ぶ ・整理 ・絶対 ・服装 ・規則 ・重量物 ・手 ・点検

答えはP14にあります。

安全作業 自己診断表 A

勤務先名 _____

本人署名 _____

入社日 年 月 日

チェック日 年 月 日

チェック記号【○:できた・問題なし】【△:あまりできていない・やや問題あり】【×:できていない・問題あり】(該当無し:-)

チェック内容	自己チェック
	○△×を記入
1 作業服・保護具は、ルール通りに正しく着用していますか？	
2 決められた作業手順を覚え、その通りに作業をしていますか？	
3 不安定や無理な姿勢・動作で、作業をしていませんか？	
4 機械を動かしたまま、清掃したことはありませんか？	
5 機械や用具、扱う材料等の危険性や有害性を理解しましたか？	
6 作業や作業場所の、危険なポイントや禁止事項は把握しましたか？	
7 機械トラブル時の3原則(停める・呼ぶ・待つ)は覚えましたか？	
8 不慣れで出来ない作業はありませんか？	
9 道具・用具や商品等は決められた場所に置いていますか？(仮置での放置はないですか)	
10 仕事中に分らない事があった時、誰に聞くかわかりますか？	

11 仕事において、困ったことや悩んでいる事があれば記入して下さい。

(.....)
 (.....)

12 仕事において、“ヒヤット”した事や“ハット”した事など、危険を感じた事があれば記入して下さい。

(.....)
 (.....)

《管理担当者 備考欄》 チェックの答えが△・×の場合、具体的な内容と理由を確認し、対応状況等を記入して下さい。

.....

承認	確認	作成

【入社3ヶ月フォロー】

入社
【1ヶ月】【3ヶ月】用

安全作業 自己診断表 B

勤務先名 _____

本人署名 _____

入社日 年 月 日

チェック日 年 月 日

チェック記号【○:できた・問題なし】【△:あまりできていない・やや問題あり】【×:できていない・問題あり】(該当無し:-)

チェック内容		自己チェック ○△×を記入
1	作業服・保護具は、ルール通りに正しく着用している。	
2	不安定や無理な姿勢・動作でしなければならない作業はない。	
3	決められた作業手順通りに作業を行っている。	
4	「簡単な清掃等であっても」機械を動かしたままで手を入れた事はない。	
5	機械の保護カバーを外したまま作動させた事はない。	
6	作業準備や清掃等、通常作業以外の手順も理解している。	
7	作業場内の危険表示や注意表示を確認の上、作業している。	
8	作業環境(温度・音・空気・臭い)について、特に問題はない。	
9	身の回りの整理整頓ができています。	
10	「作業が原因と思われる」腰・手・足等の痛みや違和感はない。	
11	睡眠時間が十分取れており、疲労感も残っていない。	
12	作業や現場に関する質問や不明点等は、いつでも現場責任者に聞ける。	
13	ケガ・事故などが発生した時の連絡ルールを理解している。	

14 仕事において、困ったことや悩んでいる事があれば記入して下さい。

(.....)
(.....)

15 仕事において、“ヒヤッと”した事や“ハッと”した事など、危険を感じた事はありませんか？
又、他のスタッフの危ない作業があれば記入して下さい。

(.....)
(.....)

《管理担当者 備考欄》 チェックの答えが△・×の場合、具体的な内容と理由を確認し、対応状況等を記入して下さい。

.....
.....
.....

承認	確認	作成

【入社3ヶ月フォロー】

(3) 安全衛生教育で気をつけること

安全衛生教育を受ける未熟練労働者は、仕事そのものに慣れていないこともあり、難しい言葉をつかわず、分かりやすく、そして一方的なものとならないよう、以下の点に注意して、実施しましょう。



教え方の注意

① 受講者の立場に立って教える

教育する上で一番重要なのは、受講者が内容を理解して、実践することです。

そのためにも、受講者のレベルやペースに合わせて、理解を確認しつつ進めることが大切です。

② 具体的に教える

「きちんと」、「ていねいに」などと言っても、その「程度」はなかなか伝わりません。「きちんと混ぜる」のであれば「色が完全に均一になるまで混ぜる」、「ていねいに持つ」のであれば「箱の底を両手で持つ」というように、具体的な言葉で説明しましょう。状況に応じて、見本や写真などを示すことも有効です。

③ 理由を伝える

「理由」を教えなければ、何故それをしなくてはいけないのかがわからず、受講者の記憶に残らないかもしれません。「しなければならぬこと／してはいけないこと」だけでなく、「しなければならぬ理由／してはいけない理由」も説明し、受講者が根拠に基づいて正しく行動できるようにしましょう。

④ 順序良く教える

簡単なことから始めて、次第に難しいことを説明する、全体に触れてから個別の内容を説明する など、受講者が受け入れやすいように説明する順番を工夫しましょう。

⑤ 外部専門機関等を活用する

専門的な内容を、体系立てて効果的に教育するのは容易ではありません。必要に応じて外部の専門機関や経験豊かな労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等の専門家を活用するなどして、効率よく、そして効果の高い教育を実施しましょう。

答1：①危険源、②危険、③事故、④労災

答2：①作業標準、規則、ルール ②整理、整頓 ③止める、呼ぶ、待つ ④正しく ⑤手、絶対
⑥服装 ⑦重量物 ⑧点検 ⑨かもしれない ⑩危険

(4) 雇用形態等に配慮した安全衛生教育

雇入れ時等の安全衛生教育については、雇用形態（正社員、非正規労働者）、年齢、性別等を問わず、すべての未熟練労働者を対象として実施する必要がありますが、より効果的な教育とするためには、雇用形態等に配慮することが望まれます。

<共通する事項>

- ◆ 正社員と非正規労働者が一緒に働いている場合はそのコミュニケーションをよくすることは災害防止上大切です。特に派遣労働者については、派遣先で孤立感を感じることがないように配慮することが望まれます。
- ◆ さまざまな安全衛生の取組や安全衛生の会議で、正社員と非正規の労働者が一緒に取り組むことはコミュニケーションをよくする効果があります。
- ◆ 点検、清掃等の非定常作業や共同作業において、作業者間の対応の食い違いが生じないように留意が必要です。
- ◆ 機械の非常停止装置は実際にやらせて、非常時に実行できるようにしておくことが大切です。

① 派遣労働者に対する安全衛生教育（派遣元事業者として）

- ◆ 派遣労働者を雇い入れたときは、雇入れ時教育を行う必要があります。
- ◆ 派遣先事業場を変更したときは、作業内容変更時教育を行う必要があります。

(配慮する事項)

- ◆ 派遣先の作業内容を踏まえ、職場の危険の存在と安全な作業方法について安全衛生教育を実施すること
- ◆ 派遣先の就業における危険・有害な作業とそれに対する安全衛生教育の内容を把握し、事前に派遣労働者に危険、有害性について理解させること。
- ◆ 派遣先での安全衛生教育の実施内容について把握しておくこと

② 派遣労働者に対する安全衛生教育（派遣先事業者として）

- ◆ 法令で定められた危険・有害な業務に派遣労働者を従事させるときは、特別教育を行う必要があります。
- ◆ 受け入れている派遣労働者の作業内容を変更したときは、作業内容変更時教育を行う必要があります。

③ 外国人労働者に対する安全衛生教育

- ◆ 言葉や生活習慣の違いを踏まえ、とりわけ意思疎通の不足による災害発生を考えた安全衛生対策が必要です。
- ◆ 安全衛生教育では言葉での教育は理解が難しいことを踏まえ、できるだけ目だけでわかるようイラストや動画を使った教育とすること。
- ◆ 安全衛生の注意標識は、よくその内容が理解されるよう教育を実施すること。
- ◆ 異常な事態を知らせる日本語を覚えておくことも大切です。

④ 高齢労働者に対する安全衛生教育

- ◆ 身体機能の低下の影響とそのための対策についての教育を実施すること。
- ◆ 新しいことへの対応が難しいことから、繰り返し教育を行うこと。
(高齢者への安全衛生対策上の具体的な配慮については次のページを参照下さい。)

(参考) 高年齢者の作業を安全に

現在65歳まで働くことが一般的となっています。しかし、高年齢者の労働災害発生率が高いことから、その安全と健康の確保がより重要となっています。

また、高年齢者になってあらたに商業で働くといった形での未熟練労働者もあり、その特性を踏まえた労働災害防止対策が必要です。

【高年齢者の課題】

- ◆ **身体機能の低下**
 - ・筋力の低下
 - ・視力の低下
 - ・聴力の低下
 - ・俊敏性の低下
- ◆ **知識と経験による判断**
 - ・過去の経験に自信
 - ・ルールを軽視する場合も
- ◆ **新しいものへの対応が難しい**
 - ・集中力・記憶力の衰え
 - ・従来（過去）のものへの依存
- ◆ **若年者とのコミュニケーションが不得意**
 - ・若い人に質問しづらい

【高年齢者への対策】

- ◆ **作業環境の整備**
 - ・重量物の取り扱い時は補助具を使用、複数人で作業する
 - ・不安定な姿勢での作業をやめる
 - ・階段や傾斜に手すりや滑り止めの設置、段差をなくす・表示する
 - ・照明を明るく、掲示物の文字を大きくする
 - ・警告音を大きく、聴覚だけでなく視覚でも情報伝達する
 - ・作業速度を調整する、瞬時の判断・反応が必要な作業をなくす など
- ◆ **作業管理による配慮**
 - ・経験を活かせる配置にする
 - ・作業における役割分担を明確にする
 - ・十分な教育を行う
 - ・理解の確認を行う
- ◆ **ルール遵守の徹底**
 - ・ルールを守らないことで何が起こるか教育する
 - ・若者の見本になるように諭す
- ◆ **コミュニケーションの促進**
 - ・管理者等がコミュニケーションを積極的にとる
 - ・若い人に、ベテランの経験やコツを学ぶよう促す

II 未熟練労働者に対する安全衛生教育の流れ

1 職場にはさまざまな危険があることを理解させる

事業場の安全衛生担当者からは、あらたに仕事についた人は、職場は安全と思っている場合が多いという意見が多く寄せられています。

商業で働く未熟練労働者の災害が多いことは、「1 未熟練労働者の労働災害が多い」で説明したとおりです。

未熟練労働者に対する安全の第一歩は、職場にはさまざまな危険があるということをよく理解させ、危険に対する意識を高めることです。

労働災害の実際の事例を説明し、どこにどのような危険があるかを理解させましょう。

① 労働災害の事例を紹介する。

労働災害の事例を紹介することは、職場の危険を理解してもらうための重要な方法です。また、自社で実際に発生した災害事例を紹介することは効果が高いです。

詳細な6事例を紹介していますので、効果的な事例を選択して説明しましょう。

(注) 詳細な事例は、「職場のあんぜんサイト」の「労働災害事例」で業種などを指定して検索して得られたものです。また、簡易な災害事例は、同じサイトの「労働災害(死傷)データベース」からのものです。

② ヒヤリ・ハット事例を紹介する。

ヒヤリ・ハットの事例も効果があります。自社の事例を紹介することはさらに効果が高いです。

(注) ヒヤリ・ハット事例も、上記①の(注)のサイトの「ヒヤリ・ハット事例」からのものです。

③ さまざまな労働災害事例を入手する。

災害事例の説明では、安全衛生教育の対象となる人の作業と関連の深い災害を紹介することが効果が高いです。

このマニュアルで該当する災害が見つからないときは、厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」をはじめとする各種ホームページから入手できます。詳細は、75ページをご覧ください。

(1) 労働災害の詳細な事例を紹介する

安全衛生の意識を高め、どのようにしたら安全な作業となるかを理解させるためには、実際に発生した災害事例を基に話をすることが効果的です。ここでは、厚生労働省の「職場の安全サイト」に掲載されている災害事例を紹介します。

なお、それぞれの事例で、原因や対策をみんなで考えてみましょう。安全衛生意識を高めることに効果があります。

【事例1】

スイングドアを通り、売り場に出たところ、水で濡れていた売り場の床で足を滑らせ、転倒した。

【災害の発生状況】

スーパーマーケットの惣菜売り場横のスイングドアにて、作業場より売り場に出ようとしたところ、売り場の床が水で濡れていたため、足を滑らせ、転倒した。



【原因】

- ① 売り場の床が水で濡れていたが、拭き取られていなかったこと。
- ② 作業場から売り場に出る箇所に、靴に付着した水滴を拭き取るためのマット等が設置されていなかったこと。

【対策】

- ① 床の水濡れに気がついたなら、直ちに、水切りまたはモップ等で拭き取ること。
- ② 定期的な職場巡視を通じ、水濡れの危険箇所を洗い出し、該当する箇所に転倒防止のためのマットを敷き、又は頻繁に清掃・水切り等を行うと共に、水濡れの原因を究明して解決すること。
- ③ 事業場にて、安全衛生活動を行う者を選任し、転倒災害防止のため、労働者に対し、職場における安全衛生教育や研修を十分に実施すること。

【事例1】

挽肉用精肉機械のロール本体の分解作業中、肉投入口から手を入れ、押し出そうとしたため、ロールの回転に手を巻き込まれた。

【災害の発生状況】

- ① 被災者は、挽肉用精肉機械（ミートチョッパー）の清掃のため、ロール本体の分解作業を行っていた。
- ② ロール本体の取出し手順は、本来筒状の部分を持って引っ張り出すべきところ、被災者は、肉投入口から手を入れて押し出そうとし、フットスイッチを踏んでしまい、ロールが回転し手を巻き込まれた。
- ③ ロール本体を取り出す前段階で、プレートと呼ばれる部品を取り出す際、フットスイッチにより起動させ、プレートを取り出していた。
- ④ 電源スイッチが破損していたため、電源は、常時「入」の状態であった。



【原因】

- ① 精肉機械の運転を「切」にせず、機械の清掃を行っていたこと。
- ② 破損した電源スイッチを修理することなく、放置していたこと。
- ③ 電源を切るために、電源プラグをコンセントから抜いておかなかったこと。また、その旨を労働者に指示していなかったこと。
- ④ 作業手順を明確にしていなかったこと。
- ⑤ 安全教育が不十分であったこと。
- ⑥ リスクアセスメントを行っていなかったこと。

【対策】

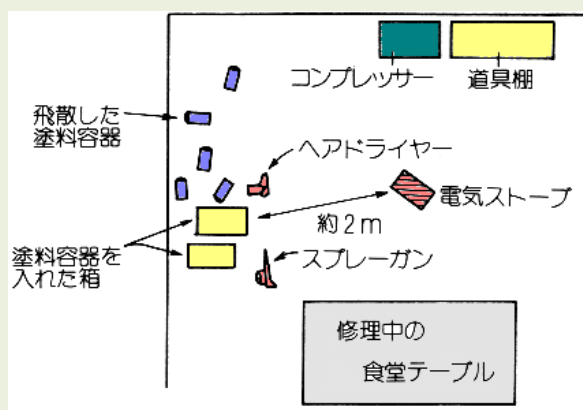
- ① 電源を切断した上で清掃を行うとともに、必要に応じて治具を使用すること。
- ② 破損箇所を修理し、使用可能な状態に整備すること。
- ③ 作業手順書を作成し、関係労働者に周知すること。
- ④ 安全教育を徹底すること。
- ⑤ リスクアセスメントを導入すること。

【事例3】

家具の修理作業中に爆発災害。

【災害の発生状況】

- ① T営業所は、家具の販売のほか、小売店からの依頼により木製家具の打ち傷等の修理を主な事業としている。この修理は、簡単な場合には営業所の倉庫の一角で行うのが通常（大がかりな場合は本社工場）。
- ② 災害発生当日、食堂テーブルのひび割れの修理の依頼があり、営業所の倉庫内の一角で修理作業を開始した。当日は2月で気温が低かったため、倉庫の窓を閉め、作業場所の近くで採暖のため電気ストーブを使用していた。
- ③ 修理作業の手順は、ひび割れした部分を瞬間接着剤で穴埋めし、ペーパーで表面を平滑にした後、素地青色、中塗りおよび上塗りの塗装を行うというものである。
- ④ ペーパーみがきの終了後、当日は気温が低いため、中塗り塗料の噴霧状態が悪くなるものと判断されたので、エアゾール式中塗り塗料の容器をダンボールから3本取り出し、ヘアードライヤーで約15分加熱した。
- ⑤ 続いて、素地青色塗装のためエア式スプレーガンにより吹付け塗装を始めたところ、突然作業場所近くの床面で爆発が発生し、付近にいた作業員2名が火傷を負った。
爆発後の状況は次のとおりであった。
 - [1] 中塗り塗料の容器数本が底部で破裂し飛散していた。
 - [2] 同容器の入っていたダンボールの焼損が最も顕著であった。
 - [3] ダンボールから約2mの位置にあった電気ストーブの一部が焼損していた。



【原因】

- ① 中塗り塗料の容器をドライヤーで加熱したため、容器の一部(底部)が破裂して、内容物が飛散したこと。
- ② 倉庫は窓が閉められていたため、通風が十分でなかったこと。
- ③ 飛散した塗料溶剤(ジメチルエーテル)が、近くにあった電気ストーブのヒーターを着火源として引火爆発したこと。

【対策】

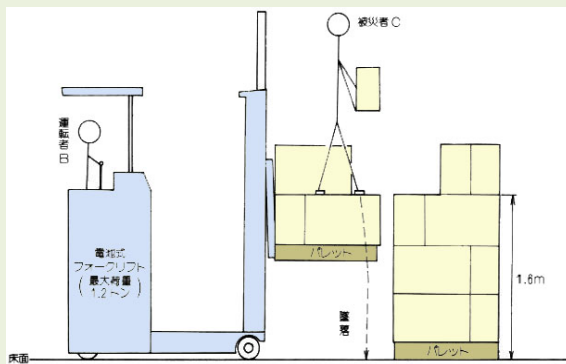
- ① 中塗り塗料の加熱は、容器をぬるま湯に浸す等の安全な方法とすること。また、この方法は作業標準化し関係作業員に周知すること。
- ② 有機溶剤などの危険物を使用する場所では、十分な換気を行うとともに着火源となるおそれのある火気などの使用を禁止すること。
- ③ 有機溶剤などの取り扱い上の危険性について安全衛生教育を徹底すること。
- ④ 日常の安全管理が十分行えるよう安全管理体制を整備すること。

【事例4】

フォークリフトに荷を取り込み中に墜落

【災害の発生状況】

- ① A社は、酒類、食料品を卸売りする事業場。商品の入荷・出荷の作業は、1名がフォークリフトの運転操作を、他の1名が積荷作業を担当。
- ② 災害発生当日は、午前9時から作業にかかり、入出荷の作業を繰り返した。午後3時40分ごろ、ビール、焼酎、清酒、ミリンを積み出すこととなり、運転者Bがバッテリー式フォークリフト(最大荷重1,200kg)の運転操作を、作業員Cが積荷係を行うこととした。
- ③ フォークリフトのフォーク上のパレットに荷を載せるため、Cは、パレット上の荷の上に乗る、そのままパレットを上げた状態で、順次パレットへの積み込みを行った。
- ④ その後ミリン箱をパレットに載せるべく、片足をパレット上の焼酎のケースに載せた時に、ケースがぐらつき、Cはミリン箱を持ったまま、あお向けに倒れ、そのまま墜落した。



【原因】

- ① フォークリフト運転技能講習を修了していないBが運転操作をしていたこと（無資格運転）。
- ② フォークリフトを人の昇降等用途外で使用し、不安定かつ高所のパレット上で積荷係Cが積み込み作業をしたこと。
- ③ フォークリフトを用いて作業を行うときの作業指揮者を定めてなかったこと。

【対策】

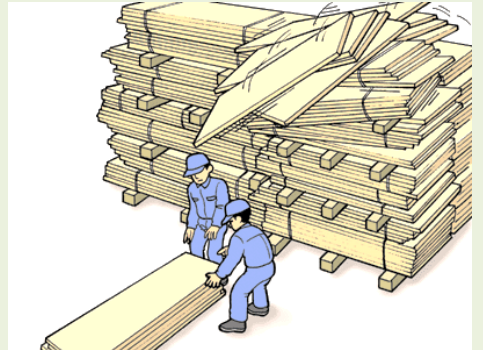
- ① フォークリフト(最大荷重が1トン以上)の運転業務には、無資格者を絶対に従事させない。
- ② フォークリフトを用いて作業を行うときは、作業指揮者を定め、その者に、作業計画に基づき作業の指揮を行わせること。
- ③ 簡易足場などにより不安定な高所のパレット上での作業を避けること。
- ④ 倉庫内の酒類等が相当の高さに積まれる場合は、昇降用設備として、滑り止め装置付きの移動はしご等を設置すること。
- ⑤ 荷（はい）の高さが2m以上の荷を積み付けたり、くずしたりする場合（はい付け、はいくずし作業）では、はい作業主任者を選任し、作業の方法および順序を決定する等作業を直接指揮させること。

【事例5】

建材等の化粧板の検品中に、積み重ねられたツキ板が崩壊。

※積み重ねられた荷は、「はい」と呼ばれます。

【災害の発生状況】



- ① 倉庫は、コンクリート床の中央に通路があり、その両側にはツキ板^(注1)の束^(注2)が積まれていた。
(注1) 木材を厚さ0.12～0.6mmに薄く加工して家具、建材等の表面化粧に使用するもの。
(注2) 1束は数百枚、質量にして20～50kg
- ② 災害当日の朝礼で、専務から展示会に出品するツキ板の検品を行うので手の空いている者は手伝うよう指示があり、朝礼に参加した5名(専務、常務を含む)に新たに1名が加わって午前9時頃から検品作業が開始された。
- ③ 検品作業は、2名一組となって「はい」から降ろした束を解き、20～30枚のツキ板をまとめて床においてその一番上の表面を検査するものであった。
- ④ 9時25分頃、倉庫の北側にある「はい」の一つが「ガサッ」という音とともに突然崩壊した。
- ⑤ 近くの常務が「危ないー」と叫んだが間に合わず、専務と作業員1名が崩壊してきた約30束のツキ板の下敷きになり、専務は頭蓋骨骨折で死亡し、他の1名は7日の休業となった。

【原因】

- ① 「はい」が不安定な形で高く積み上げられていたこと
- ② 作業開始前に「はい」の状況を確認していなかったこと
- ③ 「はい」の崩壊を防止する措置を行っていなかったこと
- ④ 「はい作業主任者」が選任されていなかった。
- ⑤ 「はい」の危険性等について認識がなかったこと

【対策】

- ① 「はい」を井桁状に組み、高さ制限をするなど安定した形で積み上げること
- ② 倉庫内の整理整頓を行い「はい」の間隔や高さの調整等を行うこと
- ③ 「はい」をロープで縛るなど、その崩壊防止措置を行うこと
- ④ 「はい作業主任者」を選任し作業指揮を行わせること
- ⑤ はい作業を行う者に、安全な荷の積み方等の安全教育を実施すること

【事例6】

厨房でフライヤーの揚げカスを取り除く作業中、飛散した油でやけど。

【災害の発生状況】



- ① 午後7時頃、作業員ABCの3人は、当日中に販売する惣菜の調理を終えたので、厨房の清掃作業に取りかかった。
- ② Aは、油槽にたまった揚げカスを取り除くため、フライヤーの電源を落とし、油槽内の油（170℃、30L）を自然冷却した。約30分後、Aはフライヤーのヒーターを油槽から持ち上げるためのレバーを押し上げ、金具で固定し、すくい網を使用して揚げカスを取り除いた。
- ③ その後、ヒーターを元の位置に戻すため、レバーを手で支えながら金具から外したとき、レバーに付着していた油で手が滑り、ヒーターが油槽に落下して油が跳ね、Aは油を浴びて火傷を負った。また、Aと一緒に厨房内で作業をしていたBとCも油を浴びて火傷を負った。
- ④ フライヤーの油の加熱ヒーターは、もともと油圧により上下動し、急激に落下するおそれのないものであったが、厨房が狭く、ヒーターを上下させる油圧装置が邪魔になることからこれを取り外し、手動で上下させるように改造していた。
- ⑤ 厨房を清掃中のABCの服装は、調理中のままで、飛散する油から身体を防護するような手袋等を着用していなかった。
- ⑥ この店舗では、店長Dを安全衛生推進者に指名していたが、フライヤーから油かすを取り除く作業を含めた厨房の清掃作業についての作業手順書を作成しておらず、作業員に対し高温の油による火傷の危険性等についての安全衛生教育を実施していなかった。

【原因】

- ① ヒーターの上下動が油圧によるものから手動に改造されていたこと。フライヤーの油を加熱するためのヒーターは、もともと油圧により上下動していたものを、手動で上下させるように改造していた。そのため、ヒーターを上下させる際、付着した油により手が滑り急激に落下するおそれが生じていた。
- ② 清掃作業において油が飛散したときに防護するような服装をしていなかったこと
- ③ フライヤーから油かすを取り除く作業について作業手順書がなかったこと
- ④ 高温の油の取扱い等について作業員に対し安全衛生教育を実施していなかったこと

【対策】

- ① ヒーターが急激に落下しないよう改善すること。油圧によりゆっくり上下動するものにもどす等、ヒーターが急激に落下しないようフライヤーを改善する。
- ② 高温の油の飛散による危険を防護できる服装をさせること。
- ③ 揚げカスを取り除く作業について、作業手順書を作成し、作業員に徹底すること。
- ④ 高温の油の飛散による危険性、器具の取扱いによる危険性、作業手順などについて、作業員に対し定期的に安全衛生教育を実施すること。

(2) ヒヤリ・ハットなどの事例を紹介する

厚生労働省の「職場の安全サイト」のヒヤリ・ハット事例を、事故の型ごとに紹介します。P33の「かもしれない」のあと、この事例に「かもしれない」を入れてみましょう。

<ア 転倒事例>

事例（1）

倉庫にて、陳列棚の上段にある商品箱を降ろそうとしたところ、足元に放置されていた箱につまずき、箱を抱えたまま転倒しそうになった。

<原因>

- ① 高所にある商品箱に視線を置いたため、足元への注意が散漫であったこと。
- ② 箱が倉庫の通路に放置され、作業の妨げとなっていたこと。

<対策>

- ① 高所に置いてある物を取るときは、安定した踏み台等を使用すること。
- ② 放置物が作業・通行の妨げにならないよう、倉庫内を常に整理整頓しておくこと。



事例（2）

積み込み作業のため、パンが入った番重を両手で持ち、パン工房から駐車場に向かっていた際、足元に置かれていた空の番重に気づかず、つまずき転倒しそうになった。

<原因>

- ① 番重は幅が広いいため、足元が見えにくかったこと。作業通路に空の番重が放置されていたこと。
- ② 作業通路の安全確認が十分でなかったこと。

<対策>

- ① たとえ作業で使用する（作業に必要な）物であっても、作業通路に物を放置せず、作業開始前には作業通路の安全を確認すること。
- ② 番重を何段も重ねて運搬する際は、前方の視界を確保できる段数以下にすること。



事例（3）

午前1時頃、番重の運搬作業時、凍結していた路面に足をとられて転倒しそうになった。

<原因>

路面が凍結していた。

<対策>

- ① 滑りにくい靴をはくこと。
- ② 運搬作業場所を明るくすること。
- ③ 冬季の凍結しやすい場所を明示すること。



事例（4）

午前8時30分頃、惣菜調理室で揚げ物作業中、床上に飛び散った天ぷら油で足を滑らせて転倒した。

<原因>

床の清掃が不十分であった。

<対策>

- ① 滑りにくい靴をはくこと
- ② 油の床への飛び散りを防ぐための囲いなどを設置すること。
- ③ 作業前に油を十分拭き取っておくこと。



事例（5）

午後2時30分頃、商品を配達した後、手押し台車を押して歩行中、台車の車輪が側溝に落ちて急に止まったので、その上に乗上げて転倒した。

<原因>

側溝に気がつかなかったこと。

<対策>

- ① 台車等の通路については、段差がないように、溝にはふたをするなど整備すること。
- ② 段差、溝等のある場所を明示して注意喚起をすること。



事例（6）

午後3時頃、2階売場で接客販売業務中、B4サイズコピー用紙(500枚入り5束)1箱を持ち上げたところ、身体のバランスをくずして転倒し、机の角に激突しそうになった。

<原因>

- ① 重量物を持ち上げる際、十分に腰を落とさないで行ったこと。

<対策>

- ① 腰痛予防も兼ね、重量物の基本的な取扱い方法の教育を行うこと。
- ② 作業場所にはできるだけモノを置かないようにすること。



<イ 腰痛等事例>

事例（1）

配送先の玄関に向かう急な階段で、灯油（18リットル入り）の入ったポリタンクを左右の手に1缶ずつ、一気に持ち上げようとした際、腰を捻った。

<原因>

重量物を一気に持ち上げようとしたこと。

<対策>

- ① 重量物を持ち上げる際は、一気に持ち上げず、腰を十分落とした体勢から、ゆっくり膝を伸ばして立ち上がること。
- ② 満18歳以上の男子労働者が、人力のみにより取り扱う物の重量は、体重の概ね40%以下となるように努めること。
- ③ 満18歳以上の女性労働者では、更に男性が取り扱うことのできる重量の60%程度までとすること。



事例（2）

午前11時30分頃、スーパーマーケットの店舗前で青果商品を販売中、りんごの入った箱を持ち上げようとした時、腰をひねったが、作業後、特に異常はなかった。

<原因>

不自然な姿勢で箱を持ち上げた。

<対策>

- ① 十分腰を落としひざで箱を持ち上げること。



事例（3）

午厨房内の炊飯器にセットするため、炊飯釜（研いだお米が約8kg入っていた）を両手で持ち上げた際、腰に強い痛みを感じた。

<原因>

不中腰の姿勢のまま、重量物を持ち上げようとしたこと。

<対策>

- ① 重量物を持ち上げる際は、身体を対象物に近づけ、片足を少し前に出し、膝を曲げ、腰を十分に下ろして対象物を抱え、膝を伸ばしながら徐々に立ち上がること。
- ② 重量物を移動させる際は、できるだけ台車を使用すること。



<ウ 墜落・転落事例>

事例（1）

出勤時、店内の社員通用階段にて地下1階の更衣室へ下りていたところ、スマートフォンを操作していたため階段を踏み外し、転落しそうになった。

<原因>

スマートフォンを歩きながら操作していたため、足元と前方を十分に見ていなかったこと。

<対策>

歩行時、特に階段の昇降時は、スマートフォンの「ながら使用」を行わず、立ち止まって使用すること。



事例（2）

事務所において、高さ2.5mほどのキャビネットに並べてある資料をとろうと、キャスター付の椅子の上に乗ったところ、椅子が動いてバランスを崩し、転落しそうになった。

<原因>

手が届かない高さのキャビネットから資料をとる際、キャスター付の椅子を踏み台代わりに使用したこと。

<対策>

- ① キャビネットの高い位置にある資料・書籍等をとろうとするときは、椅子を踏み台代わりに使用せず、踏み台、又は開き止め金具をしっかりとかけた脚立等を使用すること。
- ② キャビネットは壁にしっかり固定すること。



事例（3）

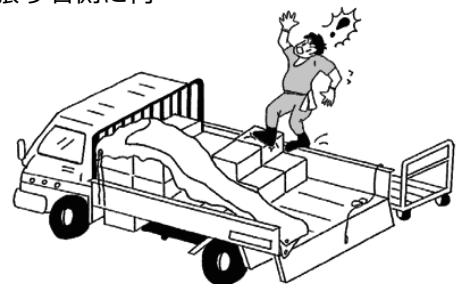
ダンボール入り床材(1個15kg) 25個をトラックに積み込んだあとシート掛け作業に入った。左側にシートを止め全面にシートを張り右側に荷とあおりの間を移動中足元がふらつき転倒しそうになった。

<原因>

- ① 不安全な足場（アオリとダンボール）を移動したこと。
- ② 急いでいたため足元を確かめなかったこと。

<対策>

- ① 積み付け積み卸し作業は、安全な足場設備を準備する。
- ② シート掛け、シートはずし作業では、作業台を準備して、足元が不安定な状態での作業をしないようにする。
- ③ 安全帽を着用する。



事例（４）

販売商品庫において、脚立で棚の商品を取り出し、手で持って降りようとした時脚立がぐらつきバランスを崩して飛びおりた。

<原因>

- ① 脚立を固定していなかったこと。
- ② 商品を両手で持って脚立を降りようとしたこと。

<対策>

- ① 脚立は、必ず開き止めをセットして使用する。
- ② 乗り降りをするときは少なくとも片手を空けて、脚立をつかむようにする。
- ③ 商品が大きい場合は、二人作業とし、脚立上の作業員から床上にいる作業員に商品を手渡しする。



事例（５）

午後2時頃、車の荷台に砂利を積み終わり、平らにならしていたところ、身体バランスを失って車の荷台から転落しそうになり、荷台から飛び降りた。

<原因>

- ① 荷台上の不安定な砂利の上での作業であったこと。

<対策>

- ① 安全带取付け設備のある場所で安全带を付けて作業する。
- ② 保護帽を着用して作業する。
- ③ 車の外に作業床を設け、荷台の外から作業する。



事例（６）

午後1時頃、店内階段をマネキンを抱えて降りていたとき、雨天で階段が濡れていたため、滑って階段をふみはずし、階下へ転落しそうになった。

<原因>

- ① マネキンで足元がよく見えなかったこと。
- ② 階段面が濡れていたこと。

<対策>

- ① 片手は手すりをもって降りるようになる。
- ② 雨天日は、お客様の転倒危険もあり、階段、床面の濡れ拭き取りを徹底するよう注意喚起する。



<エ 切れ・こすれ事例>

事例（1）

パン工場の作業台で食パンをスライスしている際、手で食パンを押しながらスライスしていたため、指がスライサーの刃に接触しそうになった。

<原因>

- ① 押し板を使用せず、手で食パンを押しながらスライスしていた。

<対策>

- ① スライサーを使用する際は、押し板を使用してパンを押し出すこと。



事例（2）

冷凍魚（鯉）を加工テーブルの上で包丁で切断する作業を行っていたところ、右手で持っていた包丁が滑り刃が左手親指に当たりそうになった。

<原因>

切れ防止用の保護手袋をしていなかった。

<対策>

- ① 作業姿勢や加工する冷凍魚に応じた押え方、切り方などについて教育する。
- ② 保護手袋を使用させる。



事例（3）

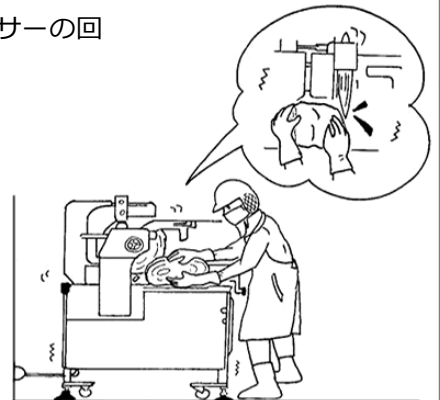
食品スーパーマーケットの食肉加工場において、豚肉の塊を小売用の大きさに切断する作業中、右手中指が安全カバーのないスライサーの回転刃に触れそうになった。

<原因>

- ① 回転刃にカバーがなかった。
- ② 直接手で食材を支えていた。

<対策>

- ① スライサーの回転している刃の使用しない部分はカバーをつける。
- ② スライスする食材を支えるときは専用の道具を使い、直接手で持たない。



事例（４）

午後5時頃、工場内で、材木の切断作業時、丸のご盤上の木屑を左手で取り除こうとしたとき、右手が誤ってスイッチに触れ、丸のご盤が不意に回転したため、左手が丸のご盤の歯で切られそうになった。

<原因>

歯の接触防止用のカバーがなかった。

<対策>

- ① 歯の接触防止用カバーを取り付ける。
- ② スイッチが簡単に入らないようなものとする。



事例（５）

午後7時頃、挽肉機で肉の加工作業終了後、機械を洗浄するため、電源を切って挽肉出口のカッター部分に手を近づけたところ、惰性回転中のカッターに指が接触しそうになった。

<原因>

- ① 電源を切ってすぐに手をカッター部分に近づけたこと。

<対策>

- ① 機械洗浄時は元スイッチも切ることを徹底すること（時間稼ぎの効果も）。
- ② すぐに回転が止まらないことを注意表示すること。



事例（６）

午前10時頃、寿司ネタの製造中、まな板が作業台に貼り付いて動かないので、力を入れて引っ張ったところ、まな板上に置いてあった包丁が跳ねて手が切られそうになった。

<原因>

- ① 包丁を置いたままでまな板を動かそうとしたこと。

<対策>

- ① 包丁は使わないときはまな板に置かないことを習慣づける。
- ② 包丁を置く場所を決めておく。



事例（７）

午前8時30分頃、地下食品売場で、商品陳列に使用する段ボール下敷きをカッターナイフで切断作成中、勢い余って右大腿部を切りそうになった。

<原因>

手前に勢いよくカッターを引いてしまったこと。

<対策>

- ① カッターの刃は必要最小限出して使う。
- ② 作業立ち位置に注意する。



<オ はさまれ・巻き込まれ事例>

事例（1）

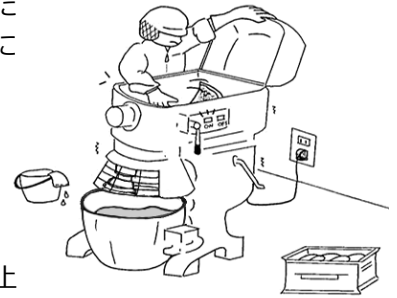
食品スーパーマーケットの食肉加工工場で、肉種変更のためミキサーに付着した肉片を落とす作業を行おうとしてスイッチを切ったが、ミキサーがまだ動いているうちに手を出して巻き込まれそうになった。

<原因>

スイッチを切ったあと、動いているうちに手を出したこと。

<対策>

- ① ミキサーの覆いは、インターロックにより攪拌羽根の回転が止まってから開くよう改善する。
- ② 手を入れるときは、電源を切るとともにコンセントを抜き、「電源を入れるな」の札を掛け、攪拌羽根が止まっていることを確認してから作業する。



事例（2）

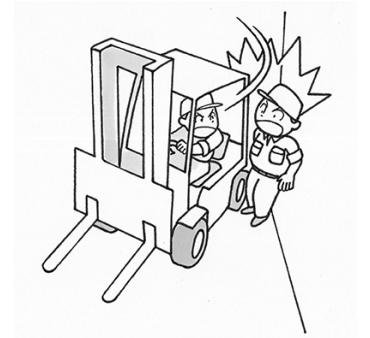
倉庫内にて、フォークリフトの左側に立ち、検品のためフォークリフトの運転手と会話した後、フォークリフトが右に旋回して発進した際、フォークリフトの左後部と倉庫の壁の間に挟まれそうになった。

<原因>

フォークリフトの運転手が、検品作業員の位置をよく確認しないままフォークリフトを発進させたこと。また、検品作業員は、フォークリフトの発進前に安全な場所へ移動しなかったこと。

<対策>

フォークリフトの運転操作及び発進の際は、「右ヨシ、左ヨシ、前方ヨシ」と指差呼称を行うなど、周囲の安全を十分に確認すること。また、フォークリフトの周囲で作業する者は、フォークリフトの運転手から見える安全な立ち位置を確保すること。



事例（3）

配送センターにて発送する商品の仕分け作業中、商品を積載したパレット台車の方向を転換しようとしたところ、旋回した車輪に足を挟まれそうになった。

<原因>

パレット台車の旋回する車輪に十分な注意を払わなかったこと。

<対策>

パレット台車の移動の際は、できるだけ安全靴を使用すること。また、方向を転換する際は、身体の正面と台車の中心がずれた状態で、パレット台車を動かさないこと。



2 「かもしれない」で危険の意識をもたせる

職場には危険があり、労働災害が発生する可能性が常にあるということを理解させるため、「かもしれない」ということで危険の意識をもたせる取組を行いましょう。

【人の「かもしれない」】

「かもしれない」意識で作業をしましょう！

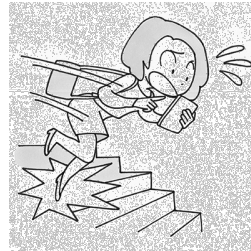
人は、床で「つまづく」かもしれない、高いところから「落ちる」かもしれない。そのような危険が発生するかもしれないということを意識させます。

人は

- ・ すべる
- ・ つまづく
- ・ 腰を痛める
- ・ 落ちる
- ・ ころげ落ちる
- ・ 切る
- ・ やけどする
- ・ 感電する
- ・ ガス中毒になる
- ・ 酸欠になる
- ・ 有害物にやられる



かもしれない



例えば次のような危険が発生するかもしれません。

- 移動していると「すべるかもしれない」「つまづくかもしれない」
- 重いものをもつと「腰を痛めるかもしれない」
- 脚立でものを取ろうとすると「落ちるかもしれない」
- 階段をおりるときスマホを見ていると「ころげ落ちるかもしれない」
- 包丁を使っていると「手を切るかもしれない」
- 加熱器を使っていると「ヤケドするかも知れない」
- 機械が動いていたまま清掃をおこなうと「巻込まれるかも知れない」

【モノの「かもしれない」】

「かもしれない」意識で作業をしましょう！

モノは、「急に動く」、「落ちてくる」かもしれない。そのような危険が発生するかもしれないということを意識させます。

モノは

- ・ 動く
- ・ 回る
- ・ 飛ぶ
- ・ 落ちる
- ・ 抜ける
- ・ 燃える
- ・ 倒れる
- ・ くずれる
- ・ 爆発
- ・ 漏れる



かもしれない



例えば次のような危険が発生するかもしれません。

- 機械は「急に動くかもしれない」
- 機械が動いていると、機械に「巻き込まれるかもしれない」
- 積んである荷は「落ちてくるかもしれない」
- 置いてあるかご台車は「倒れてくるかもしれない」、「動きだすかもしれない」
- 元スイッチが入ったまま作業をしていると、急に機械が「動くかもしれない」

3 災害防止の基本を教える (その1)

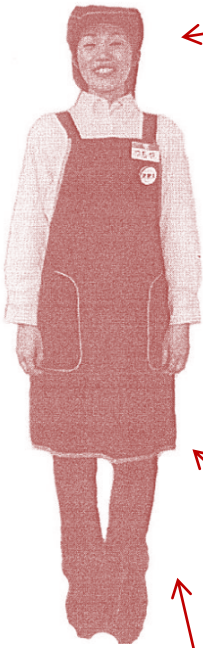
～ さまざまな安全衛生のルールや活動があることを理解させる

(1) 安全な作業は正しい服装から

お客様に接しますので、安全も含めた正しい身だしなみは大切です。食料品を扱う場合は清潔感は非常に大切です。

下の例は、食品スーパーマーケットのレジ係り（女性）の正しい身だしなみの例です。

また、下の建設現場の例のように自分の服装を鏡でチェックさせることも良い方法です。



1 頭部

- (1) 前髪：眉毛が隠れる長さの場合はピンで留める。
- (2) 後ろ髪：長い髪の場合は束ね、キャップのアーチから外に出す。
- (3) 髪の色：自然色。染める場合は色見本を基準とする。(管理職が判断)
- (4) ピアス：耳たぶ1個まで、ぶら下がりタイプは不可。
- (5) 化粧：化粧はひかえめにする(付けまつげアイライン等)
(前髪の悪い例も示している。略)

2 シャツ

- (1) ボタン：全て留める。
- (2) 裾(すそ)：パンツの中に入れてない
- (3) 防寒：原則シャツの中に着用する。(シャツの中に着用できない場合、シャツとエプロンの間に黒、紺、グレーのカーディガン等着用しても良い。)
- (4) 袖(そで)：原則として腕まくりはしない。

4 パンツ

裾は床にこすらない長さにする。

5 靴

- (1) かかと：踏みつけない。
- (2) 色：白・黒・茶等にし、派手なものは避ける。

3 エプロン

- (1) 左胸部のループ：ネームプレートをつける。
※実習生バッジはネームプレートの下につける。
- (2) ひも：肩ひもはねじれないようにする。
腰ひもが長い場合はループに通す。
- (3) ポケット：物を入れすぎない。
- (4) エプロン：ショートとロングの選択制。

(食品スーパーマーケットのレジ係り(女性)の例)



鏡で自分の
服装を
チェック

「安全は、まず服装が基本」との考え方にに基づき、作業開始前に身だしなみを自分でチェックする。

①着眼点

ヤード入場者の多くが入り出す場所で、入ったと同時に目に入る場所に設置。

②特徴

ポイントを分かりやすくイラストで表現し、隣に鏡を置くことでチェックができる。

(『安全見える化』事例集(大阪労働局)より)


(2) 作業手順の励行

作業手順は、文書化されていない場合もありますが、本来、作業のあるところには必ずあるものです。それを文書化し、安全衛生に関し、必要な事項を追加したものが作業手順書です。

作業手順書は、「ムリ」「ムダ」「ムラ」を無くすことを追求し、安全の確保と効率的な作業を行うことができるように作成されるものです。

当然、安全衛生上必要なことや、やってはいけないことなどが示されていますので、作業にはなぜそのような決まりがあるのかを安全衛生教育で理解させ、その遵守を徹底させましょう。

なお、作業手順については、リスクアセスメントを行い、より安全なものとするよう、適宜見直すことも大切です。

<p><作業手順の励行> 作業手順書にそって作業しよう</p> 	<ol style="list-style-type: none">① 作業手順（作業手順書）をきちんと守り、それ以外の方法で作業しないこと。とりわけ、安全装置の必要性を十分理解し、外したり無効にして作業しないこと。② 作業手順書に示されている作業手順を繰り返し練習し、体得すること。③ 安全上やるべきこと、やってはならないことについて、関係法令や職場でのルールを守ること。④ 作業手順がわからない時は、そのままとせず責任者から必ず確認すること。⑤ 慣れによるケガに注意し、軽はずみな動作や強引な動作をしないこと。
--	---

(参考)

入社時に、配属先の作業に応じた機器や器具等の取扱いの決まりを教育し、守っていただくことは重要です。

次ページに入社時の教育用資料の例を紹介します。未熟練者には、特にP14で記載したように、なぜそのようなしなければいけないのか、特に注意をしなければならないことは何かなどを記載することは大変有効です。

入社時教育 機器取扱注意事項(デリカ部)

◎ 正しい使用方法・清掃手順を守り、事故のない仕事をしていきましょう。

※ チーフは、新規パートナーに対し、作業開始前に以下の説明を実施する。チーフ不在店舗は、サブチーフが実施する。

○指導実施日： 年 月 日 ○指導担当者名： ○店舗名 ○受講者氏名

器具名	注意事項	受講者 サイン
包丁	1、包丁を置く時は刃を奥にして置く。(手指を切らないため) 2、使用後は放置せず、すぐ洗浄し収納する。(シンクにも放置をしない) 3、包丁を持って移動する時は刃先を人に向けない。(事故を防ぐ) 4、他人の背後を通る時は一声かける。(急に振り向かれ刺してしまう恐れ)	
スチームコンベクション	1、庫内高温時、扉を盾にするようにして空ける。(手・顔の火傷を防ぐ為) 2、一気に扉を開けず熱風を逃がしてから全開する。(火傷を防ぐため) 3、商品を出し入れする時は耐熱手袋を使用する。(火傷を防ぐため) 4、調理時間が違う商品を同時に調理しない。	
フライヤー	1、原則として、油が入っている時はヒーターを持ち上げない。(ヒーター落下し油が跳ねて大火傷する) 2、電源が入った状態でヒーターを持ち上げない。電源を切る。(火災を防ぐ) 3、油量を守る。(火災を防ぐ)	
寿司ロボ	1、シャリ玉成型部のカバーを設置して使用する。(指切断を防ぐ) 2、カッター部を外す時は、コンセントを切ってからはずす。(指切断を防ぐ) 3、ホッパー部の安全カバーを外して手を入れない。(手指の巻き込み事故防止) 4、酢飯補給時はホッパー内に手を入れない。(手指の巻き込み防止) 5、清掃は、コンセントを抜いてから開始する。(上記の事故を防ぐ為)	
脚立	1、最上段は使用しない。片足立ちしない。(転倒事故を防ぐ) 2、つま先立ちしない。(同上) 3、滑る時は、しっかり油汚れを落としてから使用する。(同上) 4、段差のある場所・不安定な場所では使用しない。(同上)	
カゴ台車	1、カゴ台車は、引きながら運ぶ。(前方不注意での接触事故を防ぐ。) 2、停車させて置く時は必ずストッパーをかける。(接触事故を防ぐ) 3、スロープではバランスを崩さないように注意する。(特に、たたんで運んでいる時は転倒に十分注意する)	
冷凍庫・木槌	1、万が一冷凍庫に閉じ込められた時は設置してある木槌を使用して扉開放装置を叩く。 2、万が一木槌が無い場合は、扉の左右どちらかにある大きなネジをまわして脱出する。	
作業室床	1、油をこぼした場合、速やかに清掃を実施し油汚れによる転倒事故を防ぐ。 2、油吸収マットを重ねて敷かない。(段差につまずき、転倒事故を起こす)	
リフター	1、商品入荷時、トラックから荷物を降ろしている時はリフターから2m以上離れて待つ。(カゴ車が落ちて怪我しない為) 2、ドライバーの方がリフターからスロープにカゴ車を下ろしてから搬入する。 ※ 出勤時、トラックから荷物を降ろしている時は特に注意して入店する。	

※本人が内容確認するために、内容説明後、原本のコピーを本人に手渡す

(3) 4S・5Sの励行

4Sは、「整理」「整頓」「清潔」「清掃」のアルファベットの頭文字をとったもので、これらを徹底する活動を4S活動と呼んでいます。さらに4Sを身につけさせる「習慣（しつけ）」を加えて、5S（活動）という場合もあります。

作業を安全、衛生、効率的に行うために励行させるべき基本の取組です。まずは、4Sの徹底から始めましょう。

また、食品関係では、食中毒防止、異物混入防止の観点からも5S活動が重要とされています。労働安全衛生の面からの5S活動と合わせて実施しましょう。



① 整理

必要なものと必要ないものを分け、必要のないものを片づけること。
（不要なものが置かれていると、つまずいて転倒したり、作業の流れも悪くなります。）

② 整頓

必要なものが、必要な時に、必要な量だけすぐに取り出せるように、場所を定めて置くこと。
使った後は、必ず元あった場所に戻すこと。
（いるものを探していると、作業の能率が下がります。また、食品関係では、整頓で用具等の欠けなども容易にみつき、製品への異物混入も早期に発見できます。）

③ 清潔

汚れがなく、きれいな状態であること。作業場や機械設備などだけでなく、作業着や作業者自身も「清潔」に保つこと。
（機械の正常な動作を維持するために必要です。また、食品を扱う職場では、食中毒予防からも当然衛生的でいつも汚れがない状態は必須です。）

④ 清掃

作業場や機械設備などの汚れやゴミを掃除すること。
（濡れた床をすぐに拭き取ることは、転倒防止からも重要です。）

⑤ 習慣（しつけ）

会社が決めた作業手順を守る習慣を身につけること。「面倒だ」とか「自分のやり方の方がやり易い」などの思い込みで、勝手な行動をしないこと。繰り返すことで習慣づけます。
（整理、整頓、清潔、清掃は、理解しているだけでなく、実際にできるよう習慣づけることが重要です。）

<総合小売業の2Sの取組事例の紹介>

2 S活動を土台にして、営業力の強化・生産性の向上を実現

～ 2 Sは儲かる ～

1 概要

「2 S」は、安全衛生活動の基本ですが、同時に現場の改善活動の基本です。

A社は、約10年前に、社長の経営判断で、2 Sをベースにした小集団による改善活動を実施し、これを発展させて、営業力強化・生産性向上を目指した改善活動に取り組むこととし、そのための具体的手法を自動車メーカーから学びました。

現在では、毎年、定期的に、全社員及び全パートタイマーを対象に、本改善活動を理解させるための研修を実施しています。そして、全店舗で部門ごとに2 Sをベースとした小集団活動に取り組み、店舗での発表会、エリア大会、全国大会を実施し、優秀事例を表彰するとともに、事例の横展開を図っており、全社的に営業力の強化、生産性の向上に大きな成果を上げています。

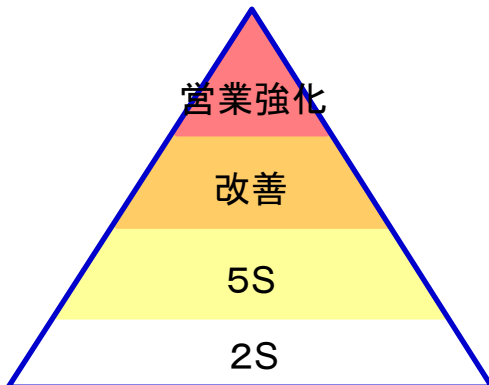
また、従業員に、最初は「やらされ感」があったが、改善活動を実施した結果、職場が働きやすくなることはあっても、悪くなったことは全くなかったので、従業員の参加意欲は高いです。

2 基本的な考え方

2 Sは、改善活動の土台であり、2 Sができて初めて、営業力の強化、生産性の向上を目指す「作業改善」、「営業改善」活動を展開することができます。

改善活動により、ムダをなくし、それによって生じた時間を営業力の強化、生産性の向上のための活動にあて、業績を向上させることを目指しています。

- (1) 作業改善とは、ムダな作業を削減して、有益な作業を拡大すること。
- (2) 営業改善とは、ムダな在庫を削減して、有益な在庫を拡大すること。
- (3) 改善活動は、QCストーリーにしたがって、実施する。
- (4) ムダな在庫は、ムダな作業を生み出すので、作業管理と在庫管理は一体となって推進することが重要である。



2Sとは・・・改善のための基礎づくり

改善とは・・・営業強化のための活動

- ・まずは2 S・5 Sが改善の土台です。
- ・これができていなければ、改善活動・営業力強化には、つながりません。
- ・まずしっかりと2 Sからはじめていきましょう

(4) ヒヤリ・ハット活動

ア ヒヤリ・ハット活動（HH活動）とは

仕事をしていて、もう少しで怪我をするところだったということがあります。この「ヒヤっとした」、あるいは「ハッとした」ことを取り上げ、災害防止に結びつけることが目的で始まったのが、「ヒヤリハット活動」です。職場にはどのような危険（有害）があるのかを把握する効果的な方法です。



イ ハインリッヒの法則

多くの労働災害を分析すると、1件の死亡・重傷災害が発生した場合、それと同じ原因で29件の軽傷災害が、また同じ性質の無傷害事故が300件伴っていることがわかりました。これをハインリッヒの法則といいます。

この300件のヒヤリ・ハットを減らすことで、軽傷災害、重傷災害を減らすことが期待できますので、死傷災害を事前に防止するための有益な情報ということになります。

ウ ヒヤリ・ハット活動で危険意識を高める

ヒヤリ・ハットは、職場にある危険を理解するための大変貴重な情報です。通常のヒヤリ・ハット活動以外に次のように活用することもできます。

- ① 未熟練労働者に職場にどのような危険があるかを分かりやすく認識させることができます。
- ② ヒヤリハット報告をすることで、危険感受性を高めることができます。
- ③ ヒヤリ・ハット情報をもとに、危険予知訓練やリスクアセスメントを行うと、より身近な活動を行うことができます。

■ 「ヒヤリ・ハット活動」実施のポイント

(1) ヒヤリ・ハット経験の報告

記憶は時間が経つとともに薄れます。終業時に所定の用紙で報告をします。

(2) 報告者の責任を追及しない

ヒヤリ・ハットは不安全な行動で発生するので、報告者の責任を追及せず、安全活動のみの使用を徹底します。そうしないと、報告が出てこないこととなります。

(3) ヒヤリ・ハットを改善に活かす

報告しても改善が行われなければ、参加者の動機付けにも悪影響が及びます。根本原因に立ち返り、早期の対策を行います。

(4) ヒヤリ・ハット情報の共有

「ヒヤリ・ハット」情報は、同種の作業を行っている人に早期に知らせ、再び同じことが繰り返されないようにします。

○ ヒヤリ・ハット報告書

ヒヤリ・ハット経験を報告してもらうための報告書の例を、42、43ページに掲載しています。42ページは、労働局ホームページに紹介されていたものです（記載例はこのマニュアルで作成したものです）。また、43ページは、実際の店舗で使用されているものです。

※ 労働局ホームページ資料に、「ヒヤリハット事例・想定ヒヤリ 報告制度の導入について」として、ヒヤリ・ハット導入の詳細な方法が紹介されています。報告書例も掲載されています。

・ http://niigata-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/niigata-roudoukyoku/roudoukyokunituite/kantokusyo_oshirase/04/260711_04hiyarihatto_houkokuseido.pdf (新潟労働局)

<キーワード>

ハインリッヒの法則 (1:29:300の法則)

アメリカの損害保険会社の安全技師であったハインリッヒが発表した法則です。

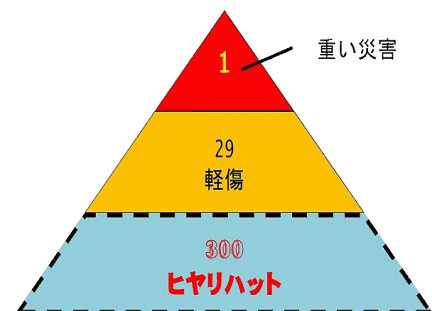
「同じ人間が起こした330件の災害のうち、1件は重い災害（死亡や手足の切断等の大事故のみではない。）があったとすると、29回の軽傷（応急手当だけですむかすり傷）、傷害のない事故（傷害や物損の可能性があるもの）を300回起こしている。」というもので、

300回の無傷害事故の背後には数千の不安全行動や不安全状態があることも指摘しています。また、ハインリッヒは、この比率について、鉄骨の組立と事務員では自ずから異なっているとも言っていますが、比率の数字そのものではなく、事故と災害の関係を示す法則としては、現在も十分に活用できる考え方です。

同様の研究としては、バードの事故比率があり、297社の175万件の事故報告を分析して、1（重傷又は廃失）：10（傷害）：30（物損のみ）：600（傷害も物損もない事故）の比率を導き出しています。

これらの研究成果で重要なことは、比率の数字ではなく、災害という事象の背景には、危険有害要因が数多くあるということであり、ヒヤリハット等の情報をできるだけ把握し、迅速、的確にその対応策を講ずることが必要であるということです。

(職場のあんぜんサイト (安全衛生キーワード))



【ヒヤリ・ハット報告書の例1】

厚生労働省が示しているヒヤリ・ハットの報告書の様式例です。記載内容は編者が例示として記載したものです。

記入例

報告の種別： ヒヤリハット 想定ヒヤリ
↑いづれかに○をして下さい。

ヒヤリハット・想定ヒヤリ 報告書

所属氏名	〇〇担当 〇〇 〇〇		
いつ	平成28年〇〇月〇〇日(〇曜日)13時30分頃		
どこで	洋菓子製造場所	どうしていた時	洋菓子生地製造圧延機の清掃作業
ヒヤリハットした、危険を感じた時のあらまし	洋菓子生地製造圧延機の清掃作業を、ローラーの回転を止めないで行っていたところ、手を巻き込まれそうになった。		

どのような問題（不安全な状態又は行動）がありましたか。

[問題があった項目欄にその時の状態と考えられる対策を記入してください。]

①作業環境の問題

②設備機器の問題

カバーをはずしても、ローラーを回転させることができたこと。

③作業方法の問題

電源を切らずに、ローラーを回転させながら、手で回転体の清掃を行っていた。

あなた自身の問題

次の作業のため、急いでいたのでローラーを回転させながら清掃を行った。

心身分析

(該当する全ての項目に○をつける)

- 1.よく見え(聞こえ)なかった
- 2.気がつかなかった
- 3.忘れていた
- 4.知らなかった
- ⑤ 深く考えなかった
- ⑥ 大丈夫だと思った
- ⑦ あわてていた
- 8.不愉快なことがあった
- 9.疲れていた
- 10.無意識に手が動いた
- 11.やりにくかった
- 12.体のバランスをくずした

今後の対策（こうしてほしい・こうしたほうがよい）

時間の余裕のある作業方法とすること。

カバーをはずしたら、スイッチが入らない構造とすること。

ローラーを、生地が付きにくい材質のものとする。

※安全責任者の記入欄：報告者は記入しないこと。

(ア) 清掃時の電源スイッチオフの注意喚起を掲示する。

(イ) 安全な作業手順を明示する。

(ウ) カバーをはずしたら、電源が切れる構造とすることを検討する。

【ヒヤリ・ハット報告書の例2】

より簡単な報告書の例を紹介します。まずは提出してもらうことを優先するため、できるだけ簡単な報告書とすることも良いでしょう。

ヒヤリ・ハットカード

店名	店		提出日
部門		氏名	

あなたが、見たこと危ないと感じたことを記入してください！

1. いつ・どこで（部門・場所・機械等）

.....

2. どんなことが起きそうだったか（状況）

.....

3. もし、何もしなければどんなことが起きそうか（予想される事故）

.....

確認日	対応策（衛生委員会での検討結果）	対応者（何れかに〇）	提出者へのフィードバック	
		<input type="checkbox"/> 店舗（自店）	完了日	
		<input type="checkbox"/> 本部（※1）		
確認者		<ul style="list-style-type: none"> ・店舗開発部 ・商品部 （ 部 ・店舗維持部 ・他（ 部） 	※1：本部に依頼が必要な場合は、左記の対応依頼先部署に〇をして人事部宛に北°-を送付してください。	

注） 対応後の用紙は、衛生委員会議事録と一緒に保管して下さい。

(5) 危険予知訓練 (KYT)

ア 危険予知訓練で危険意識の向上を

危険予知訓練は、事業場や作業に潜む危険と、それにより発生する災害について話し合い、特定の危険に対する意識を高めて作業をすることで災害を防止しようというものです。

未熟練労働者の危険意識を高めることにも効果が期待できます。

イ 危険予知訓練の実施方法

作業現場を描いたイラストシートなどを用いて行う方法などもあります。以下に取組みの例を紹介します。

4 ラウンドKYT

1. 現状把握・・・どんな危険が潜んでいるか

↓

どのような危険が潜んでいるか、問題点を指摘させましょう。問題点の指摘は自由に行い、他のメンバーの批判は避けるようにして、可能な限り漏れなく洗い出します。

2. 本質追究・・・これが危険のポイントだ

↓

指摘内容が一通り出たところで、問題点の原因や優先的に対応すべき問題点などについてメンバー間で検討させ、整理します。

3. 対策樹立・・・あなたならどうする

↓

整理した問題点について、改善策、解決策などをメンバーに挙げさせます。

4. 目標設定・・・私たちはこうする

挙げた解決策などをメンバー間で討議、合意の上、まとめさせます。

(6) リスクアセスメント

リスクアセスメントとは・・・

リスクアセスメントは、職場の潜在的な「**危険性又は有害性**」(ハザード)を見つけ出し、そのリスクの程度により優先度をつけて、これを除去、低減するための手法です。労働災害をできるだけ発生させないように、もし発生したとしても重篤な災害とならないようにする効果的な手法です。その特徴は次のとおりです。

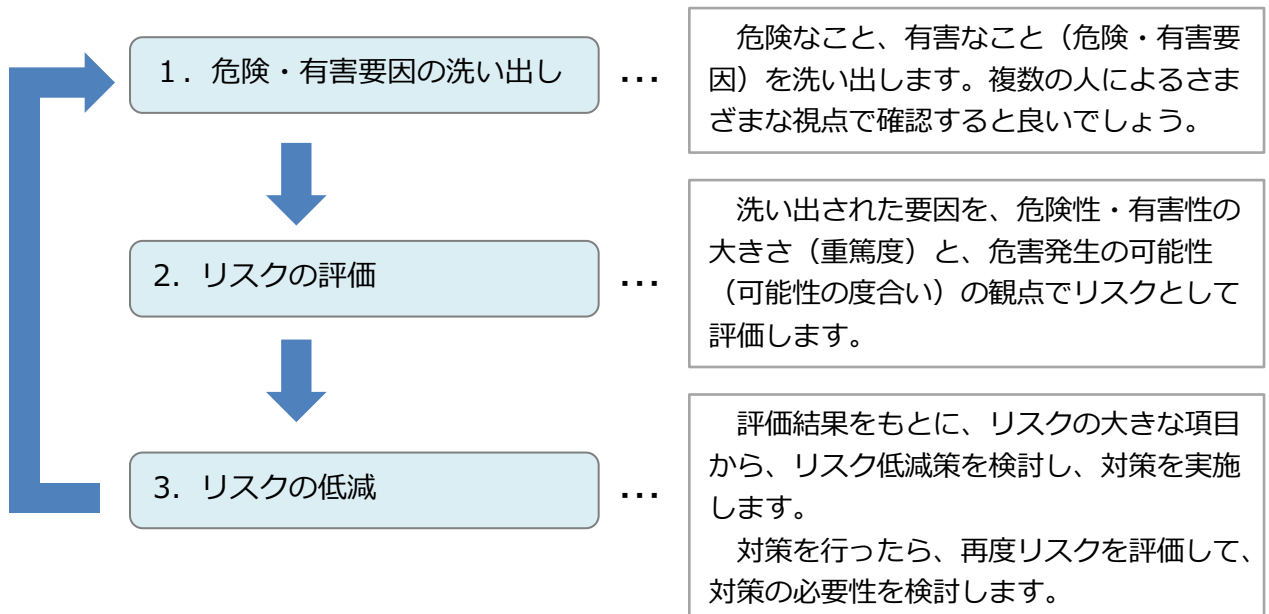
- ① 設備や原材料を新規に採用したり、変更する時などに、**職場に潜在する危険性を体系的に洗い出すのに有効な手段**です。
- ② また、危険性から生じる**リスクを評価した上で対策の優先順位**をつけて、より大きな課題に対して経営資源を投入していく意味でも有効です。
- ③ **リスクの低減**は、作業方法の変更や、インターロック（安全装置、安全機構）設置など**設備面の対策を優先的に検討**することが大切です。

なお、リスクアセスメントは、ヒヤリ・ハット情報や、作業手順書をもとに実施することもできますので、未熟練労働者の安全な作業をすすめるうえでも効果のある手法です。

リスクアセスメントの各種資料・教材は、厚生労働省のホームページで公開されています。必要に応じて、ご活用ください。

(⇒ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/index.html>)

リスクアセスメントの進め方・考え方



危険・有害要因洗い出しのポイント

洗い出しの基本的な考え方は、安全パトロールや危険予知訓練と同様です。

人（作業・行動）／物（設備・装置）／環境の各面から確認する

重篤度、可能性の度合いが小さい事項も含めて、漏れなく洗い出す

通常の作業だけでなく、臨時の作業も対象とする

厚生労働省ホームページで、リスクアセスメントの各種資料・教材が公開されています。

⇒ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/index.html>

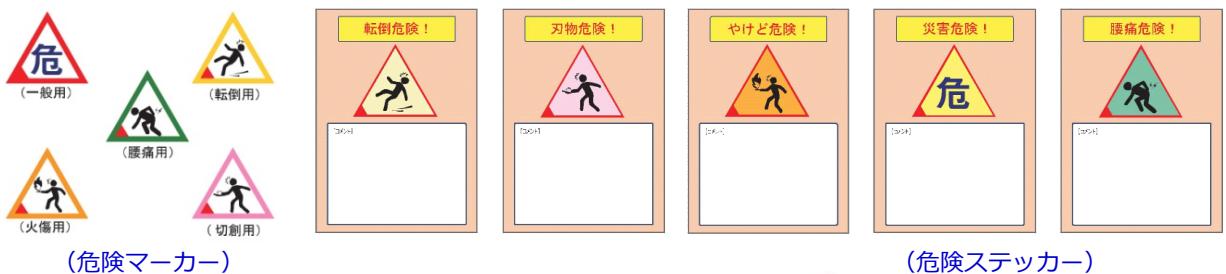
(7) 危険の見える化

- ◆ 「危険の見える化」とは、職場に潜む危険や、安全のため注意すべき事項等を可視化（見える化）することで、より効果的な安全活動を行うものです。
- ◆ 「危険の見える化」は、危険認識や作業上の注意喚起を分かりやすく知らせることができ、また、未熟練の労働者も参加しやすいなど、安全確保のための有効なツールです。
- ◆ 「危険の見える化」を行ったときは、なぜ危険か、どのように安全な作業をしなければならないかを作業者に教育することが必要です。

ア 危険の見える化ツールの活用

- ◆ 危険マップ、危険マーカー、危険ステッカーは、危険箇所を明示するもので、その活用方法は厚生労働省から示されています。参考に紹介します。

(小売業における危険の見える化) → <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000058407.html>



- ・ **危険マップ**とは、職場の平面図等に労働災害発生の危険のおそれのある箇所を明示して、注意を喚起するためのものです。
- ・ **危険マーカー**は、マップの危険箇所に貼り付けるもので、遵守すべき事項のコメントを付箋紙等で示すようにします。
- ・ **危険ステッカー**は、危険箇所等に貼り付け、危険箇所と危険内容を警告するためのものです。空欄には、危険の内容、危険への注意事項、安全のため守るべき事項などを記入します。

※ マーカー、ステッカーは、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会のホームページから入手できます。
→ <http://www.jashcon.or.jp/contents/>

イ 危険の見える化の事例

事業場の危険な部分を目で見て分かるようにすることは、大変大きな効果があります。このため、各事業場では工夫をこらし、見える化に取り組んでいます。

ここでは、厚生労働省（都道府県労働局を含む）が公表している事例及びマニュアル作成にあたりご協力をいただいた事業場での事例を紹介いたします（※特に記載のないものはご協力をいただいた事業場の例です。）。

皆さんの事業場でも、これらの事例を参考に、自分の事業場でも危険の見える化に取り組みましょう。

- ◆ 厚生労働省では、事業場の安全活動の「見える」化への取り組みを活性化することを目的とし、現に事業場で行われている安全活動の「見える」化の取組事例を、コンクールとして募集し、優良事例を決定しています。
- ◆ 毎年度の優良事例が公表されていますし、また各都道府県労働局でも「見える」化事例が公表されています。

厚生労働省の「見える」化の優良事例は次のところで見ることができます。

- 平成26年度の優良事例
→ <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/concour/2014/result.html>
※ 平成23年度～25年度の優良事例も掲載されています。

【見える化の事例 1】



全員同じような食品作業衣と帽子を着用しており、個人の識別が困難です。

そこで、頬部分を着色し、赤は新人（入社3か月未満）、青はリーダーを現すことで、一目でわかるようにしています。

食料品を製造する作業所の例ですが、参考にご紹介します。

【見える化の事例 2】



脚立での指の挟まれ事故を防止するため、踏み台に注意喚起表示をしています。

資料：『安全見える化』事例集（大阪労働局）

【見える化の事例 3】



外の様子が分かりかつ出入りの方向が明示されています。

【見える化の事例 4】



作業場所は通路が明示され、整理・整頓が行き届いている。

【見える化の事例 5】



スライサーとその危険の注意表示



【見える化の事例 6】



会社独自の安全衛生週間を設定し、ポスターを作成しています。

【見える化の事例 7】



用具の置く場所を絵で示し、整頓しやすくしています。

資料：ヒアリング実施事業場での『安全見える化』事例

【見える化の事例 8】



高さ制限の線を掲示し、台車の高さが適正かの判断が容易となっています。置場は線で区画し、容易に整頓ができるようにしています。

【見える化の事例 9】



階段の上り下りの方向を明示し安全な通行としています。(できれば壁側にも手すりが望めます。)

【見える化の事例 10】



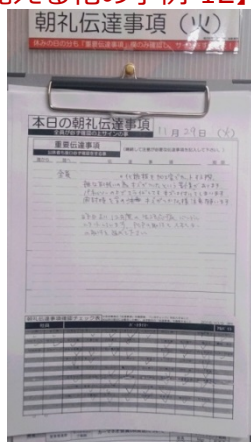
手を切らないようにワイヤ軍手使用を明示しています。

【見える化の事例 11】



労災発生の日時を明示し、注意を強く喚起しています。

【見える化の事例 12】



朝礼に出られなかった従業員にも、情報が共有化されるよう伝達事項を掲示しています。

【見える化の事例 13】



脚立の安全な使用のため、危険使用を禁止したポスターを掲示しています。

資料：ヒアリング実施事業場での『安全見える化』事例

4 災害防止の基本を教える (その2)

～ 安全な作業をみんなで実施し職場を安全に

製造業で多い次の災害の防止対策を徹底しましょう。

- ①「転倒」災害、 ②「腰痛」災害、 ③「墜落・転落」災害
④「切れ・こすれ」災害、 ⑤「はさまれ・巻き込まれ」災害 ⑥「熱中症」

(1) 「転倒」災害防止のポイント

■ 床は常に「整理」「整頓」「清掃」「清潔」で安全に！

特に食品を扱っている場合は、作業場所で取り扱う油や水でが床に落ち、「すべって」転倒する危険が高い職場です。こまめに、清掃をすることが必要です。

また、作業時や移動時に、動く範囲内に不要な物が置いてあると、「つまずいて」転倒する危険があります。



■ 大きい物、重い物は「台車」を使用しましょう！

大きい物や、重い物を手で持って移動をしていると、足元が見えにくかったり、バランスを保ちにくく、転倒の危険が増大します。

■ 物を持つての移動は「転倒」の危険大！

物を持つての移動は転倒リスクが高まります。移動時はできるだけ物を持たないようにしましょう。

■ 通路の照度は十分確保しましょう！

足元が見にくいと転倒の危険が増大します。作業場所、移動場所に暗いところがないようにしましょう。

転倒災害の防止では、上記のように、「すべって」と「つまずいて」による転倒災害の防止を作業者に徹底することが必要です。その他では、物を持つての移動の危険の注意と、その場合の「急がない」ことの徹底をすることが大切です。

そのほかに「見える化」により注意喚起をしているケースもあります。

また、厚生労働省では、最も多い労働災害である「転倒災害」について、次のページのように「転倒災害防止プロジェクト」として、重点的に対策を推進しています。

厚生労働省「転倒災害防止プロジェクト」

<転倒しないための靴選びのポイント>

サイズ

小さすぎても大きすぎても踏ん張りがきかずバランスを崩しやすくなります。

屈曲性

屈曲性が悪いとすり足になりやすく、つまづきの原因になります。

重量

重すぎると足が上がりにくくなり、つまづきの原因になります。

重量バランス（前後）

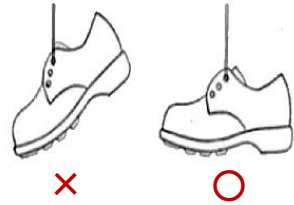
つま先方向に重量が偏っていると、歩行時につま先が下がり、つまづきの原因になります。

つま先部の高さ

つま先の高さが低いと、ちょっとした段差にも、つまづきやすくなります。

靴底と床の耐滑性のバランス

作業場所や内容に合った耐滑性であることが重要です。例えば、滑りにくい床に滑りにくい靴底では摩擦が強くなりすぎてつまづきの原因になります。



STOP! 転倒災害
プロジェクト

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

厚生労働省ホームページ：
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeniseibu/000111161.pdf>

転倒災害防止のためのチェックシート

チェック項目		<input checked="" type="checkbox"/>
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていますか	<input type="checkbox"/>
8	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

チェックの結果はいかがでしたか？ 問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイデアを出し合いましょう！

(2) 「腰痛症」予防のポイント

■ 人力での重量物取扱い作業をなくすこと！

腰部に負担のかからないよう、重量物はできるだけ機械（フォークリフトなど）や用具（カゴ車、台車など）を使って運ぶようにしましょう。



■ 重量物の正しい取り扱いを！

- ・できるだけ重量物に身体を近づけ、重心を低くするような姿勢で。
- ・床面から重量物を持ち上げる場合、片足を少し前に出し膝を曲げ、腰を十分に下ろして重量物を抱え、膝を伸ばすことによって立ち上がる。
- ・重量物を持ち上げるときは、呼吸を整え、腹圧を加えて行いましょう。
- ・大きな物や重量物を持つての移動は距離を短くし、人力での階段昇降は避けましょう。

■ 腰痛予防のためストレッチを

作業開始前や、重量物を取り扱う場合は、事前にストレッチを行うようにしましょう。

(参考)

- ・厚生労働省報道発表「職場における腰痛予防の取組を！」（腰痛予防指針）
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/youtsuushishin.html>
- ・厚生労働省リーフレット「職場での腰痛を予防しましょう！」
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/131114-01.pdf>

<重量物の取扱い>

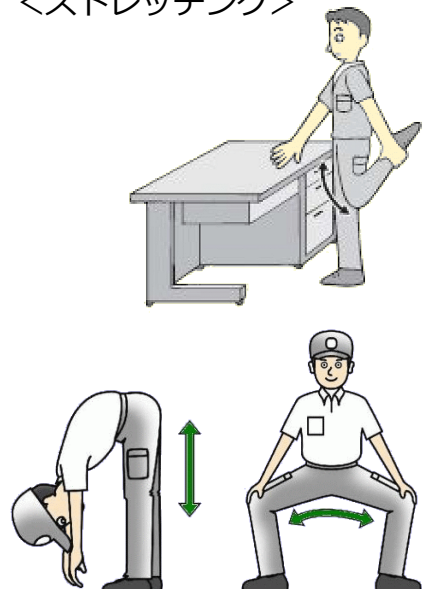


好ましい姿勢



好ましくない姿勢

<ストレッチ>

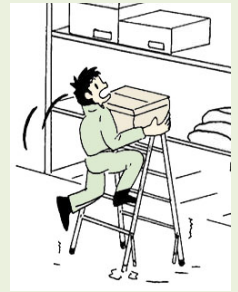


(3) 「墜落・転落」災害防止のポイント

■ 脚立は正しく使いましょう！

脚立や踏み台を使用して、棚の商品を倉庫から取り出そうとしたとき、不安定な脚立と一緒に転落する災害が多く発生しています。

脚立は開き止めをし、商品を両手で持つ場合は2人作業としましょう。



■ 階段の昇降時は、必ず手すりを持ちながらゆっくりと！

物を持ったの階段移動や、スマホを見ながらの昇降は転落の危険が大変高いです。

安全な昇降を習慣づけましょう。

■ プラットホームでの作業や通行は端から離れて行いましょう！

カゴ車の移動時なども、端からの墜落も発生しています。できるだけ、端に近づかないようにしましょう。また、カゴ車が、プラットホームやトラックからの荷卸し中に落下し、支えようとして下敷きとなる災害も発生しています。支えず逃げましょう。

墜落・転落災害も比較的多い災害です。また、それほどの高所でない場合でも、重傷となる場合も多く特に安全な作業が求められます。

1 脚立の安全な使用

脚立はその使用頻度も高く、安易に取り扱われる場合がありますが、比較的災害の発生が多い用具です。

まずは、次のことを検討しましょう

- ① 脚立を使用自体を避けられないですか？
- ② **可搬式作業台、手すり付き脚立**に変更できないですか？

できない場合は次により安全な使用に心がけましょう。

【脚立の安全使用のポイント】

- ① 最上段（天板）は使用しない。
- ② 開き止めは必ず掛ける。
- ③ 段差のあるところや、不安定な場所では使用しない。
- ④ 荷物を持ったの昇降はしない。

【手すり付き脚立(例)】



【可搬式作業台(例)】



(労働安全衛生規則第528条)

脚立については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

- 1 丈夫な構造とすること。
- 2 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする。
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、かつ、折りたたみ式のものにあっては、脚と水平面との角度を確実に保つための金具等を備えること。
- 4 踏み面は、作業を安全に行なうため必要な面積を有すること。



3 階段の安全な使用

スマートフォンを見ながら階段の昇降をしている場合が見られます。大変危険ですので、見える化などを含め安全衛生教育が必要です。

売り場、階段、エレベータ内でのスマホを禁止している例もあります。



階段踊り場にこんな表示も

4 カゴ車と転倒・転落

プラットホームの端や、テールゲートリフターなどからカゴ車（ロールボックスパレット）が落下しそうになったときは、**支えようとしないで必ず逃げましょう**。支えようとして下敷きになる災害が多く発生しています。かなりの重量があると支えることはできません。

カゴ車が転倒しそうになったときも同様です。



(4) 「切れ・こすれ」災害防止のポイント

■ 加工機械の刃部の清掃に注意！

機械の刃部の清掃を楽に行おうとして、機械を動かしたまま行い、巻き込まれる重篤な災害が発生しています。



■ 機械を止めた作業では不意の起動防止を！

機械の刃部の清掃や調整を行うため、機械の起動スイッチを切って作業を行っているときに、他の作業者が気付かずにスイッチを入れてしまい、作業者が機械にはさまれる、巻込まれる災害が発生しています。

■ 包丁を使う場合は置き方、置き場所を安全に！

置いた包丁に触れて手を切ったり、包丁が落下して、足等が切れる災害が発生しています。

職場には、さまざまな刃部を持った機械や用具があります。それぞれ正しい使い方の作業手順書を作成し、それを安全衛生教育と指導を繰り返し行い身につけさせることが大切です。

P62以下に、実際に使われている「正しい使い方」の事例を紹介していますので、参考として自社の手順書等を作成しましょう。

【労働安全衛生規則】

(掃除等の場合の運転停止等)

第107条 事業者は、機械（刃部を除く。）の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りではない。

2 事業者は、前項の規定により機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠を掛け、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等同項の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。

(刃部のそうじ等の場合の運転停止等)

第108条 事業者は、機械の刃部のそうじ、検査、修理、取替え又は調整の作業を行なうときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の構造上労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

2 事業者は、前項の規定により機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠をかけ、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等同項の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。

3 事業者は、運転中の機械の刃部において切粉払いをし、又は切削剤を使用するときは、労働者にブラシその他の適当な用具を使用させなければならない。

4 労働者は、前項の用具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(5) 「はさまれ・巻き込まれ」災害防止のポイント

■ 機械の清掃、修理は止めてから！

機械の清掃を楽に行おうとして、機械を動かしたまま行い、巻き込まれる重篤な災害が発生しています。

機械の清掃・修理時は必ず止める習慣をつけましょう。



■ 機械を止めた作業は不意の起動防止を！

機械の清掃や調整を行うため、機械の起動スイッチを切って作業を行っているときに、他の作業者が気付かずにスイッチを入れてしまい、作業者が機械にはさまれる、巻き込まれる災害が発生しています。

元スイッチを切るとともに、「刃部清掃中スイッチ入れるな！」などの表示をします。

■ 囲い、安全装置等はその機能の維持を！

安全のため設けられた囲い等を、作業の効率を上げるため外して、機械に巻き込まれる災害が発生しています。

責任者は、外した囲いや覆いを見つけたら必ずもとに戻すよう繰り返し指導しましょう。

1 未熟練労働者の災害で重篤になるものに、機械等での「はさまれ、巻き込まれ」災害があります。特に多いのが、作業が楽だということで、機械を動かしたまま清掃を行っていて巻き込まれる災害が多く発生しています。巻き込まれると、手や腕を失ったり、死亡といった重篤な災害となる可能性が高いものです。清掃時に機械を止めることを徹底しましょう。

法令でも、「掃除、給油、検査、修理又は調整の作業」では機械を停止することを求めています。

2 動力機械のスイッチを切って作業をしても、別の人が誤ってスイッチを入れてしまうことがあります。作業員本人以外がスイッチを入れられないようにしておく必要があります。

法令でも、機械を停止したときは、「機械の起動装置に錠を掛け、機械の起動装置に表示板を取り付ける等」を求めています。

3 機械に巻き込まれないよう、安全装置、覆(おお)い、囲い等を設けた場合は、その機能が維持されるよう教育を行うことも必要です。

4 食品加工用機械については、災害が多いことから、労働安全衛生規則第130条の2～139条の9で守らなければならないことが規定されています。次のページにその概要を記載していますので参照下さい。

食品加工機械の法規制等

1 食品加工用機械について、労働安全衛生規則で事業者に次の措置が義務付けられています。

(1) 食品加工用切断機・切削機による切断・切削の危険の防止

- ① 切断に必要な部分以外の危険な部分に覆い等を設置
- ② 原材料の送給・取り出し時には、機械の運転を停止するか用具等を使用

(2) 食品加工用粉碎機・混合機への転落危険、巻き込まれの危険の防止

- ① 開口部から転落危険がある場合は蓋等を設置
- ② 原材料の送給・取り出し時には、機械の運転を停止するか用具等を使用

(3) 食品加工用ロール機による巻き込まれの危険の防止

機械の危険な部分に覆い等を設置

(4) 食品加工用成形機等による挟まれ・巻き込まれの危険の防止

挟まれ・巻き込まれの危険があるときは、機械に覆い等を設置

2 機械の目詰まり等の調整時には、原則として、機械の運転を停止する等の措置が義務付けられています。

機械の掃除、給油、検査、調整の作業を行う場合で、危険な場合は原則として機械の運転を停止します。刃部の清掃についても同様です。



切断等を行う機械（例：チョップカッター）



混合等を行う機械（例：ミキサー）

(6) 「熱中症」予防のポイント

「熱中症」予防のポイント

■ 高温多湿な職場では熱中症にも注意！

「熱中症」は、高温多湿な環境に長くいることで、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。屋外だけでなく室内で何もしていないときでも発症し、救急搬送されたり、場合によっては死亡することもあります。

※ 黒球のついた暑さ指数計で正しい暑さ指数（WBGT値）を測定しましょう。



■ めまい、気分が悪いなど熱中症の症状が出たら必要な措置を！

- ① 涼しい場所へ
 - ・・・エアコンが効いている室内や風通しのよい日陰など、涼しい場所へ避難させる
- ② からだを冷やす
 - ・・・衣服をゆるめ、からだを冷やす（特に、首の周り、脇の下、足の付け根など）
- ③ 水分補給
 - ・・・水分・塩分、経口補水液※などを補給する ※ 水に食塩とブドウ糖を溶かしたものの自力で水が飲めない、意識がない場合は、すぐに救急車を呼びましょう！

■ 水分・塩分補給など熱中症予防を！

- ① 作業の休止時間、休憩時間の確保、連続作業時間の短縮
- ② 自覚症状の有無に関わらず、作業の前後、作業中の定期的な水・塩分の摂取を
- ③ スポーツドリンク・経口補水液などを適宜摂取
- ④ 睡眠不足、体調不良、前日の飲酒、朝食の未摂取などは、熱中症の発症に影響

熱中症について正しい知識を身につけ、体調の変化に気をつけるとともに、症状が疑われる場合は我慢をせず、すぐにまわりの人に伝え、救急車を呼ぶなど頼みましょう。一人で休憩をしていると症状が悪化し、人も呼べなくなる場合もあります。

また、周囲にも気を配り、熱中症かもと気が付けば、まわりの人にすぐ伝えましょう。

【熱中症の症状】

- めまい、立ちくらみ、手足のしびれ、筋肉のこむら返り、気分が悪い
- 頭痛、吐き気、嘔吐、倦怠感、虚脱感、いつもと様子が違う

重症になると

- 返事がおかしい、意識消失、けいれん、からだが熱い

屋内でも、屋外でも、のどの渇きを感じなくても、こまめに水分・塩分、経口補水液などを補給する。

5 災害防止の基本を教える (その3)

～ もし異常事態や労働災害が発生したときの対応を理解させる

(1) 異常事態発生時の対応

(1) 異常事態を発見した時の措置

- ① 異常事態を発見したら、まず何が起きているかを確認します。
- ② 周りにいる現場責任者や同僚に大きな声で知らせます。
- ③ 必要により非常ボタンを押します。なお、非常停止ボタンは、どのようなときに非常停止ボタンを押して機械を止めるかを教え、かつ実際に非常停止ボタンを押す訓練を実施しておきます。
- ③ 責任者の指示のもと、同僚と協力して適切な処置を取ります。一人で勝手な行動をしないこと。
- ④ 異常事態が解消された後、責任者は発生状況を取りまとめて報告します。

○避難、防災訓練

- ① 爆発、火災等の場合は、付近の者に知らせながら、安全な場所に避難します。そのため、避難通路や避難出口、停電時の照明の確保が重要となります。
- ② 防災訓練には必ず参加し、異常事態の対応や避難方法等について専門家の指導を受けておきます。

【知らせよう！】

機械の状態がいつもと違っていたら、リーダーなど、まわりの人にすぐに知らせましょう！

【知らせよう！】

機械の状態がいつもと違っていたら、リーダーなど、まわりの人にすぐに知らせましょう！

レバーが
ぐらぐらします

赤いランプが
ついています

ランプが
点滅しています



変なにおいが
します

変な音が
します

青いランプが
消えています

ざわると 熱いです

〇〇が ありません

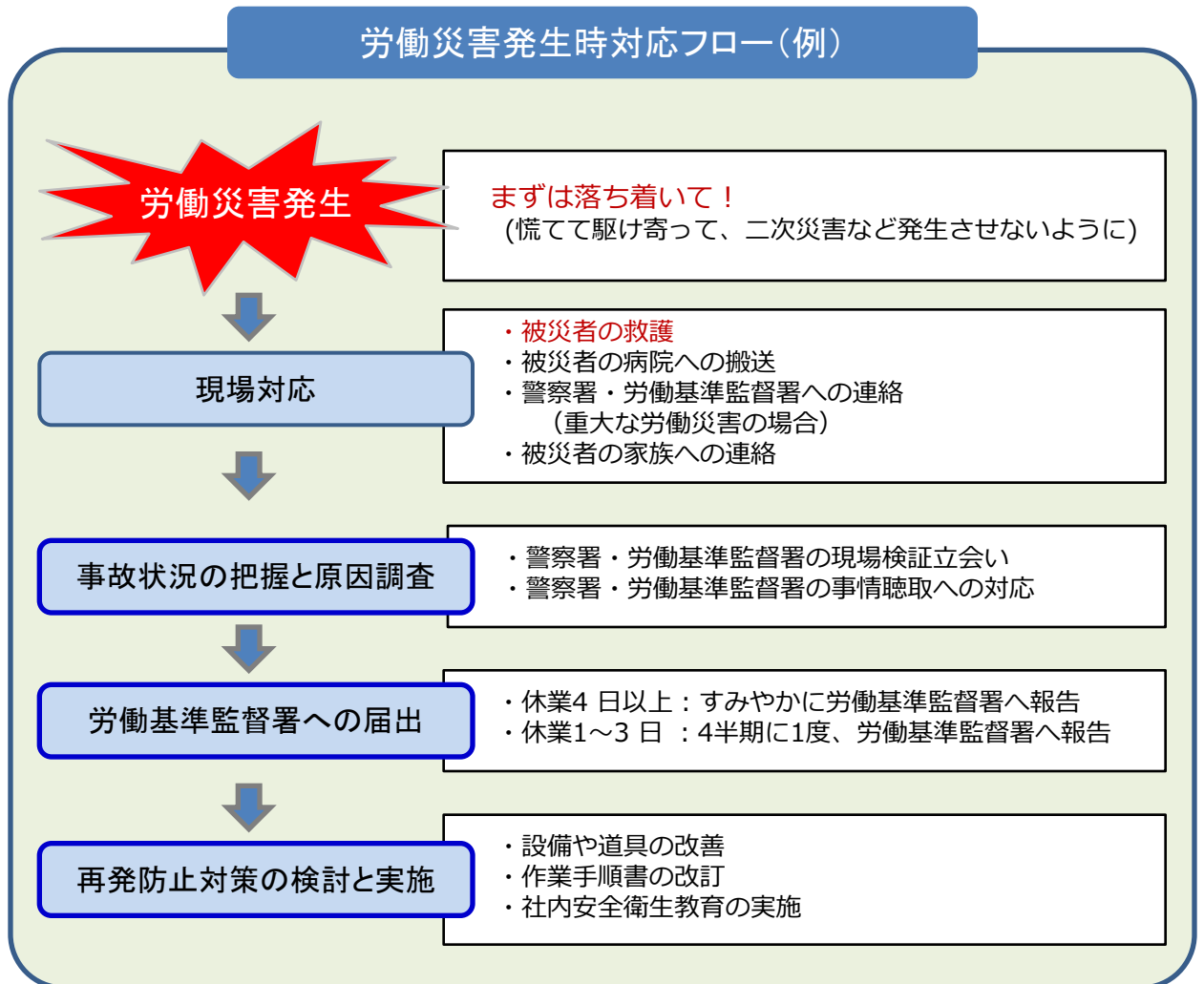
(2) 労働災害発生時の対応（管理者）

会社が積極的に安全衛生管理や安全衛生活動を行っていたとしても、労働災害が発生する可能性をゼロにすることはできません。

万一、作業場で労働災害が発生してしまったら、以下のように対応しましょう。



労働災害発生時対応フロー（例）



また、もしものときに備えて、以下の事項を整理しておきましょう。

- ・ 応急手当、介護のための設備、道具の置き場所（の確認）
- ・ 消防・救急、警察署、労働基準監督署の連絡先、対応担当者
- ・ 労働者の家族などの連絡先、労働基準監督署への届け出や労災保険給付申請の方法など
 - ※ 厚生労働省 労働災害が発生したとき
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousai/index.html>
 - ※ 厚生労働省 労災補償 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousai.html>
- ・ その他、会社独自の報告方法・様式など

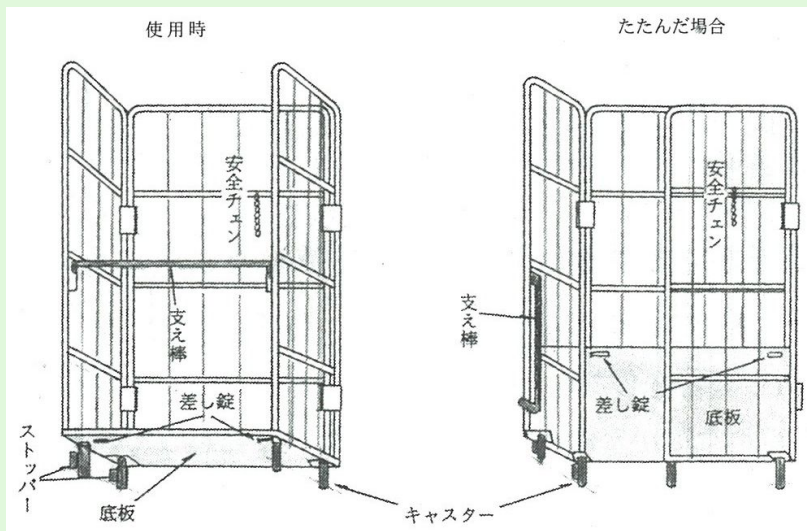
1 安全な作業のための事例

安全な作業をするために、事業場で作成されているマニュアルを紹介します。

事例(1) 道具の正しい扱い方

安全な作業をするために、ひとり一人が決まり事を必ず守り、集中して作業に当たることが大切です。決め事を守らなかったり、他の事に気を取られたりしながら作業をすると、事故の原因になります。特に次の事柄に注意をして、作業の安全に努めましょう。

Ⅰ カゴテナー



1 組み立て方

- 1) チェーンを外して「コ」の字型に開きます。
- 2) 差し錠を抜いて底板を下に倒して錠を差します。
- 3) 荷物を積んだ後は、必ず支え棒を入れます。
- 4) 移動の際は、ストッパーを外します。

2 商品が積んであるカゴテナーは、必ず引いて移動する。

※押すと前方が見えず、お客様や他の人に接触し、事故の原因になりますので、注意しましょう。

3 スイングドアの出入りの際は、ドアの向こうの安全を確認し、ゆっくりと出入りする。

4 たたみ方

- 1) 支え棒を外します。
- 2) 底板の差し錠を抜き、底板を起こして、再び差し錠を差します。
- 3) 二段式の場合、上段の棚は左右の止め金を外して下に降ろす。次に、底板を起こして差し錠をします。
- 4) 右側の部分を折り込んで「L」字型にします。
- 5) 最後に、必ず安全チェーンをかけて下さい。

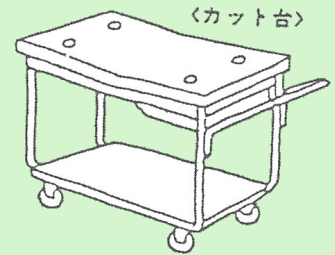
5 空のカゴテナーを搬出する際は、両端の太いパイプを握らず、一本内側の細いパイプを握り、転倒しないよう注意して移動する。

※端の太いパイプを握っていると、スイングドアや壁などで手を挟む原因になります。

6 折りたたんだカゴテナーは、定位置に片付け、動かないように必ずストッパーをかける。

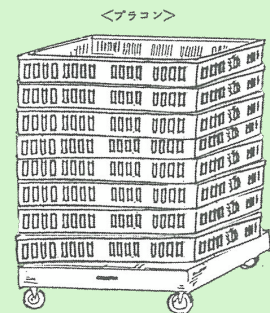
II カット台

1. キャスター（車輪）は、自在に回転するので、移動する際は、お客様や商品にぶつからないよう十分注意する。
2. 大きい物や重たい物を下にして小さい物や軽い物は上に乗せ、片荷にならないようにして積む。
※ 重たい物が上に置いてあるとバランスを崩し、倒れる危険性があります。
3. 商品は、自分の視線より高く積まない。



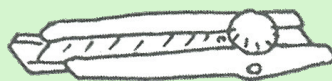
III プラコン

1. 商品が積んであるプラコンは必ず引いて運搬する。
2. 空のプラコンは、水色が22枚まで、黄色が16枚まで、白は30枚まで、それ以上重ねない。
※この枚数がスイングドアを通ることができる高さです。
3. 空のプラコンは、定位置に片付け、動かないように必ずストッパーをかける。

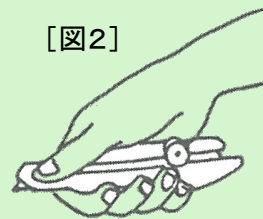


IV カッター

〔図1〕

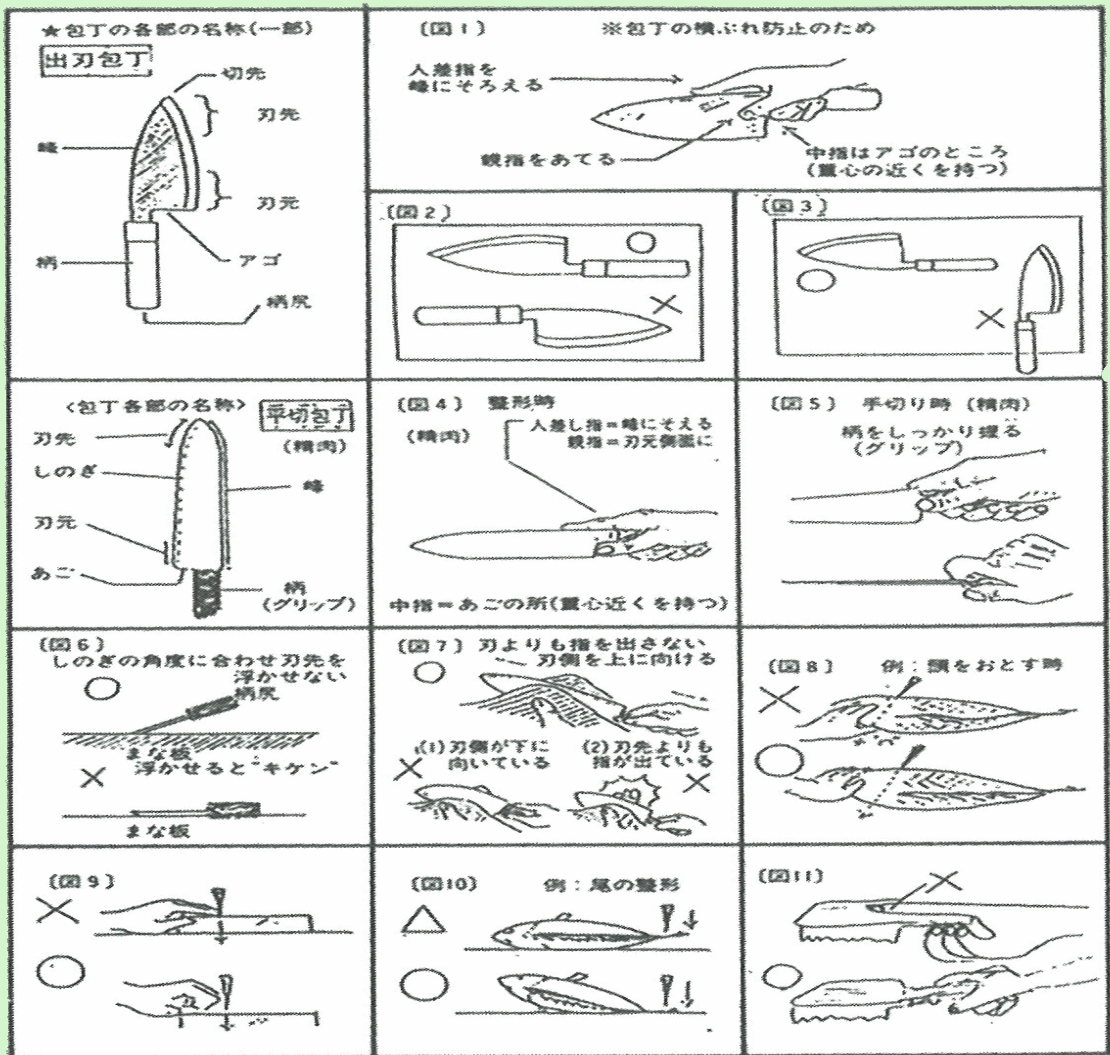


〔図2〕



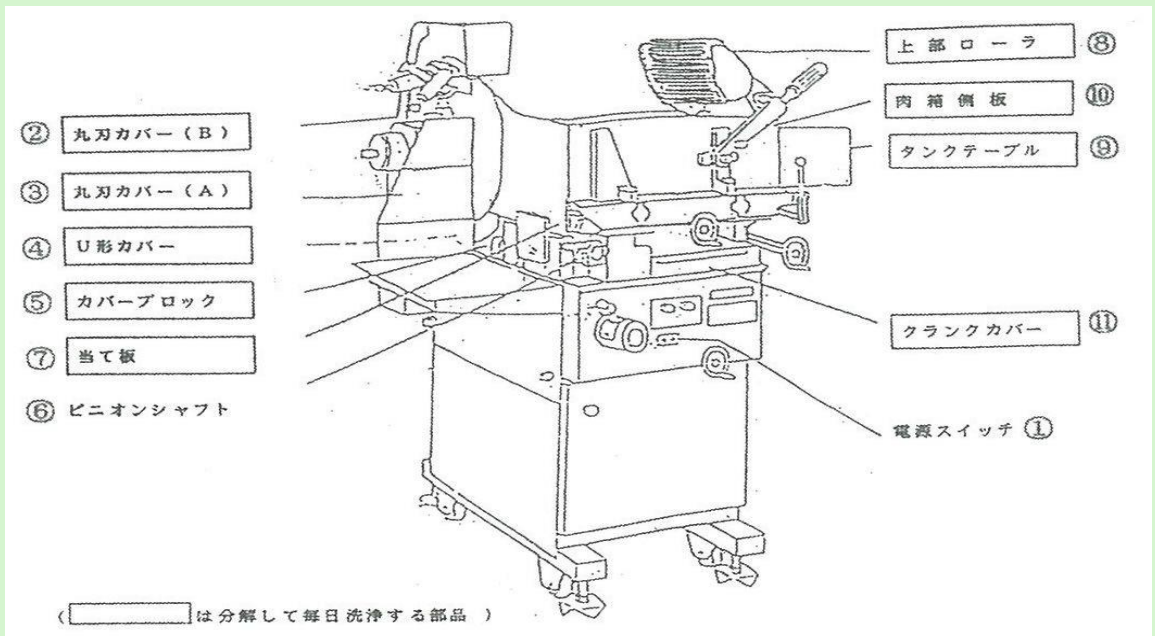
- 1 安全のため、刃が固定できるカッターを使用する。〔図1〕
- 2 カットの際は、刃を必要以上に出さず、3mm程度に合わせる。
※必要以上に長く刃を出すと、ケガの原因になります。
- 3 ダンボールに刃の先端をあて、親指でダンボールを押えながら、平行に手前に引く。
- 4 カッターの持ち方は〔図2〕のように握る。
- 5 刃の切れが悪くなった場合、刃の一コマ分を線に合わせ、カッターを裏にして親指で刃が飛ばないように押さえて、カットする。
※錆びたり、刃こぼれして切りにくい刃は、使用の際に力が入り過ぎ危険です。
- 6 カットした刃は、替え刃ケースに入れるか、安全のためセロテープに巻いてから捨てる。
- 7 刃の交換は、一度刃を抜いてから新しい物を入れる。
その際古い刃はセロテープを巻いて、替え刃ケースに入れて保管又は捨てる。

V 包丁



1. 包丁を持つ時は、横ぶれを防ぐため、人差し指を峰に添えて、中指はアゴの所を握り、親指は刃元側面にあてる。〔図1、図4〕
2. 精肉の手切り時は、柄をしっかり握る。〔図5〕
3. 包丁を置く時は、刃を自分と反対の向きに置き、柄がマナ板からはみ出さないようにする。〔図2、図3〕
4. 包丁を洗う時は、刃をマナ板にしっかり固定して洗う。〔図6〕
5. 包丁を拭く時は、刃よりも先に指を出さないようにする。〔図7〕
6. 包丁の柄は、汚れを良く拭き取り、滑らないようにしておく。
7. 加工時は、左手が包丁の動線に重ならないように平行に手を添える。〔図8〕
8. 刺身や手切り加工時、左手の指先を出さないよう注意する。〔図9〕
9. 叩く様にして切る時は、切る部分をマナ板にしっかりつけて刃元を使って切る。〔図10〕
10. 冷凍魚の加工は、軍手又はクロスを使い、手が滑らないように注意する。
11. 包丁は使い終わったら、すぐに包丁差しに戻す。
12. ウロコ取りは、指にヒレの骨を刺さないように握る。〔図11〕
13. 魚を拭く時は、ヒレが刺さらない様に、必ず頭から尾の方向に拭き取る。

VI ミートスライサー



1 作業時のポイント

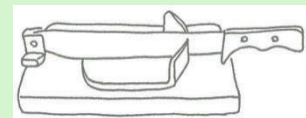
- 1) 電源の確認をする。
- 2) 丸刃と連続のスイッチを確認する。
- 3) 丸刃と当て板のスキ間に注意する。

2 清掃時のポイント

- 1) 電源がOFFになっているか確認する（元電源のOFFも確認する。）。
- 2) 分解を正しい順番で行なう。〔図参照〕
- 3) 分解した部品を、十分にお湯につける。
- 4) 丸刃は必ず中心から外側に向かって拭きます。
- 5) 丸刃付近や細部は、さい簣か割り簣を使い、絶対に中に手を入れないようにする。
- 6) 重い部品を持つ時は足元に注意する。
- 7) 組立終了後、再度ネジ等のセットを確認する。

（編注）機械により操作が異なりますので、取扱説明書に従った作業手順とします。

VII かぼちゃカッター



- 1 平らで安定した場所にかぼちゃカッターを置く。
- 2 添える側の手は、刃に当たらないよう注意して、一度かぼちゃに刃を当ててからゆっくり下ろす。 ※特に去のカット時は注意する。
- 3 かぼちゃカッターを移動させる時は、刃が動かないように固定してから動かす。
- 4 清掃時には刃を下ろし、固定させて行なう。
- 5 刃の清掃は、クロスで峰から刃に向かって、一方向に拭き、手を切らないように注意する。
- 6 保管は、高い場所に置くと落ちてケガをする危険性があるので、作業台の下の安定した場所に置く。 ※清掃作業を随時行い、清潔を保つ。

事例(2) 安全に関する遵守事項

労働災害を防止するため次のことを守ります。

① 切る・こする・はさむ・引っかく事故

ア 包丁、カッターナイフ、スライサー、挽肉機、フライヤー、モルダー、オープン等危険な機械・器具を取扱う場合は、安全性を確認して慎重に取扱う。

イ 機械のスイッチ・レバー、スライサーのカバーなどの安全装置等を許可なく変更、解除しない。

ウ 運転中の機械には、手を出したりしないよう特に注意する。

エ スライサー、挽肉機などの食品機械の清掃、点検、修理を行う場合は、機械を完全に止めてから行う。

オ 包丁はよく研ぎ、正しい姿勢で作業を行う。

カ 包丁などの刃物類は、使用后、直ぐ所定の場所に保管する。

キ 扉を閉める際は、手を挟まれないように、ドア枠に手を置かない。



② 物が倒れる・落下する事故

ア 商品・什器・備品・カートラックなどを保管する時は、倒れたり、落下することが無いようにきちんと保管する。

イ 高いところにある物を取ったり、蛍光灯を取り替える時は、踏み台、脚立を安全な状態で使うこと。決してカット台やカートラックに乗ってはならない。

③ 滑る・つまづく・転倒する事故

ア 通路に葉っぱ、肉片、水などの滑りやすいものが落ちていた場合は、直ぐ取り除いたり、拭き掃除をする。

イ 階段など、段差のあるところで歩きながら書類を見たり、わき見をしたりしない。

④ 腰を痛める事故

ア 荷物は、できるだけ体に近づけて持ち上げる。

イ 重い物は、腰を十分落としてから持ち上げる。または、二人以上で運ぶ。



⑤ その他の事故

ア 各種機械・器具等の使用前の点検、使用後の点検整備を怠らない。

イ 安全手袋等、保護具の着用を怠らない。

ウ 自動車の運転、ボイラー等危険物の取扱い、電気工事等、免許・資格を要する業務は、その免許・資格を持っている者以外は行ってはならない。

エ ボイラー室、電気室等立入禁止の場所には、関係者以外みだりに立入らない。

事例(3) 安全に作業をするための注意

機械、用具の使い方など安全な作業のための注意事項は次のとおりです。

(1) ナイフ

- ① ナイフはいつも切れるように研いでおく。(切れないナイフは、ムダな力が入るので危険。)
- ② ナイフから手を離すときは、まな板奥に置き、刃を向こう側に向けておく。
- ③ ナイフを使用した後は、必ずナイフ差しにしまう。

(2) ミートスライサー

- ① 使用していない時は、必ず電源を「切」にする。
- ② 丸刃と当て板のすき間が空いていないことを確認する(1mm~2mm)。
- ③ 運転中に肉片が飛び散っても、みだりに手を出さず、必ず機械を停止させてから片付ける。
- ④ 清掃をする時は、電源が「切」になっていることを確認する。
ア 必ずメッシュ手袋を着用する。
イ 電源が「切」になっているのを確認した後、丸刃は、中心から外側に向かって、ぬらしたタオル(白)でふき取る。
ウ 丸刃をふく時は丸刃カバーを付けた状態でふき取る。

(3) ハムスライサー

- ① 使用していない時は、必ずスイッチを「切」にし、コンセントを抜いておく。
丸刃と当て板(ゲージブレード)のすき間がないように「厚み調整ダイヤル」を「0」にする。
- ② 使用時は丸刃と当て板(ゲージブレード)のすき間を「厚み調整ダイヤル」で「1~2」にする。
- ③ 原料は必ず「食品押さえスパイク」で押さえ、手指では絶対に原料を押さない。
- ④ 清掃時は、必ずスイッチを「切」にし、コンセントを抜いておく。
ア 安全保護手袋(ハムスライサー専用)を必ず着用する。
イ 丸刃は中心から外側に向かってふき取る。

(4) テンダーライザー

- ① 使用していない時は、必ず電源を「切」にする(電動のもの)。
- ② 分解・組立時はメッシュ手袋を必ず着用する。
- ③ 刃をはずす時は、手のひらにタオルをのせ、刃の下から手をあてがい、ネジをはずす。
※使用した場合は必ず清掃を行う。

(5) ひき肉機

- ① 使用していない時は、必ず電源を「切」にする。
- ② 特に清掃時は、分解する前に電源の「切」を確認する。
- ③ 商品化作業時は、必ずつき棒を使用する。
※ボウルの中には絶対に手をいれない。

(6) 売場

- ① 葉くず、つまようじ等が床に落ちていたら、すぐに拾う。ぬれている所はすぐに清掃する。
- ② 仕切板やフロントガードの割れ、ひび等を発見した場合は、すぐに交換する。

(7) ストック

- ① 棚の上に加工肉を積みすぎて、荷崩れしないように注意する。
- ② 軽い荷物の上に重たい荷物をのせない。
- ③ 不安定な積み方をしない。

(8) 清掃

- ① ナイフを洗う時は、柄の部分をしっかりとしっかりと持ちシンクの安定した場所に置いて洗う。
- ② たたんだ投ボールをカゴテナーに積むときは、崩れないようきちんと積む。



2 お客さまへの対応

事例(1) 従業員が行わなければならない基本のこと

お客様と接することの多い小売業等では従業員が基本的に行わなければならないことが共通のこととしてあります。

ここでは、食品スーパーマーケットで従業員に持たせている小冊子の例を参考として紹介します。

<お客様第一の考え方>

接客五大用語

- 1 いらっしゃいませ。
- 2 おそれいます。
- 3 かしこまりました。
- 4 お待たせいたしました。
- 5 毎度ありがとうございます。

<売り場に出る前に>

身だしなみ

清潔感あふれるきちんとした身だしなみ、きびきびした行動があなたの第一印象を良くし、好感を呼び込みます。食品を扱うものとしてふさわしいかどうか確認して下さい。

(女性の場合)

- ・ユニフォームはきれいですか
- ・衿、袖口は汚れていませんか
- ・香水はつけていませんか
- ・爪はのびていませんか
- ・化粧、口紅は控え目ですか
- ・手は清潔ですか
- ・マニキュアはつけていませんか(透明なものはOK)
- ・靴はきれいですか
- ・ボタンはきちんととめていますか
- ・ネームプレートは所定の位置につけていますか
- ・ピアスは大きくないですか(ゴールドかシルバーで直径3mm以内のもの)

あいさつ

同じ働くなら、気持ち良く働きたいと皆が考えています。
さわやかなあいさつは、職場の基本です。

- ・明るく元気に、常に先手をとって
- ・入社時は「おはようございます」
- ・退社時は「お先に失礼します」「お疲れ様でした」

この他に「少々お待ち下さいませ」
「申し訳ございません」
「失礼いたしました」
という言葉も使えるようにしましょう。

(注意)

- ・お客様に社内用語は使ってはいけません。
- ・従業員同志や顔見知りの人にも、なれあい言葉は使わないようにします。
- ・役職に「さん」はつけません。(〇〇店長)



お客様に接するとき

- ・「お客」「お客さん」ではなく、**お客様**と呼びます。
- ・分け隔てなく、誠意をもって笑顔で接します。
- ・明るくキビキビした態度で接します。
- ・感謝の気持ちをもって接します。
- ・正しい言葉で接します。

休憩、食事

後の人が気持ち良く休憩（食事）がとれるように全員が整理整頓に心掛けています。

- ・食事、喫煙は決められた場所です。
- ・飲食後は、きちんとかたづける。
- ・離席時は椅子をきちんと納める。

電話対応

姿は見えなくても心が伝わるのが電話です。
いつでも誰とでも明るくていねいに対応します。

- ・もしもしは言わない。
- ・電話がかかったら呼び出し告が2回までに出る。
- ・「毎度ありがとうございます。△△〇〇店〇〇担当〇〇(名前)でございます。」
- ・3回以上の時は「大変お待たせいたしました。△△〇〇店〇〇担当〇〇(名前)でございます。」
- ・相手を確認する。

(注意) 私用電話は禁止です。 就業中の私用携帯電話も禁止です。

お客様には感謝の心をこめて接客五大用語を

◆お客様には感謝の心をこめて接客五大用語を

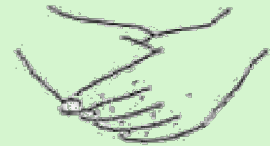
	お辞儀の 角 度	頭を下げる時 の静止拍数	頭を上げる時 のスピード
①「 い らっしゃいませ」	… 45度	1拍	4拍
②「 お それいります」	… 30度	1拍	3拍
③「 か しこまりました」	… 30度	1拍	3拍
④「 お またせいたしました」	… 30度	1拍	3拍
⑤「毎度、 あ りがとうございます」	… 45度	1拍	4拍

※大文字は、お辞儀のタイミンク

1拍1秒間

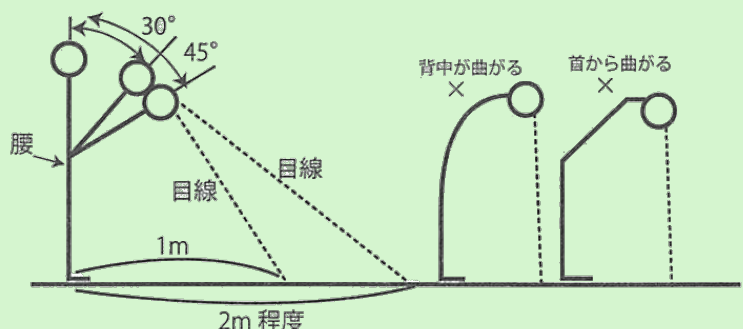
<注意事項>

- ・右手の上に左手を重ね、親指を中でクロスさせます。
(右親指で左親指を抑えます)
- ・手の位置は、おへその辺りに添えます。
- ・お辞儀は、頭を下げるのではなく、背筋を伸ばして腰を中心に上半身を傾けます。
- ・お辞儀は、素早く下げます。
- ・お辞儀(45度 30度)をしたら、一拍静止します。
- ・頭を上げるときは、上記の拍数でゆっくりと上げます。
(お客様より先に頭を上げない意味)
- ・①～④までの用語は、声を出すと同時にお辞儀をします。
- ・⑤の用語は、「毎度」と言ってから「ありがとうございます」の「あ」の声を発すると同時にお辞儀をします。
- ・司会者は、全員のお辞儀がもとの位置に戻る(頭を上げきった)のを確認してから次の用語を発します。



(注意)

「いらっしゃいませ」の前に
開店～11:00までの間は、
「おはようございます」と一
言付け加えます。11:00～
15:00までの間は「こんにち
は」と一言付け加えます。



<売り場に出たとき>

売り場で心がけること

“お客様が気持ち良く買物ができるようにする”を常に頭に入れて売場で行動します。

- ・明るく元気に「いらっしゃいませ」
- ・ゴミを見過ごさない、ちらかさない、汚れたらすぐに拭きます。
- ・使ったものは必ず決められた場所に戻します。
- ・おしゃべり（私語）はつつしみます。
- ・お客様のお買物の邪魔にならないよう注意します。
(通路や売場をふさがないようにしましょう。階段もお客様優先です。
なるべく端を通りましょう。)
- ・衛生には特に注意して、服装、手は清潔にします。
- ・手洗いはマメに行います。
- ・ポケットに手をつっ込んではいけません。
- ・キビキビと行動します。
- ・お客様用の設備は、原則として使わないようにします。



<5S（整理、整頓、清掃、清潔、しつけ(習慣)）>

5S

あなたやあなたの周りで働く人たちにとって、より楽しく、より安全で生産性の高い職場をつくるために5Sを実施しています。

1. 整理・・・ いるものといらないものを明確に分け、いらないものを捨てること。
2. 整頓・・・ いるものを使いやすいようにきちんと置き、誰でも判るようにすること。
(定位置管理)
3. 清掃・・・ 掃除し、キレイにすること。
4. 清潔・・・ よごれがなく衛生的できれいなこと。
5. しつけ・・・ 決められたものをいつも正しく守る習慣を付けること。

整理・整頓・清掃は、一度だけではなく、継続することが大切です。ゴミをひろう、ちらかさない、気がついたらすぐ整理する・・・こんなことが、ごく自然にできる習慣をつけられることが5Sのひとつ「しつけ」であり、このしつけができたときこそ快適な職場となるのです。



事例(2) 従業員が知っておくべき年中行事

店舗は季節等の年中行事に合わせたイベントや商品を提供しています。また、お客様から聞かれた場合にも答えられるよう、A5版30ページほどの小冊子を作成し、従業員に配布しています。

その一部をご紹介します。



(小冊子の表紙)

(七夕と土用の丑の日のページ)

七夕 7月7日

「七夕には五節句のひとつ。織姫と彦星が年に一度天の川で逢瀬(おひせ)をする伝説で有名な。」

「年に一度が、丁度いいよ。短冊や飾りを、邪気を祓(はら)うとされる笹(わら)竹に吊るして、星に願い事を、するようになったのは江戸時代からと言われているわ。」

「七夕に、そうめんを食べるのはなぜですか?」

「最近では七夕ちらし寿司を食べる家庭も増えたわ。星形にくりぬいた貝材がキレイですね。」

「7月7日に素餅(すもも)という小麦粉のお菓子のようなものを食べると一年間健やかに暮らせるという中国の伝説がもたらしているのよ。」

土用の丑 7月中旬~8月前半

「立夏のつゆ、立夏のつゆ、立夏のつゆ、立夏のつゆ、立夏のつゆの前18日間を土用と言っのよ。土用の期間に丑の日が1日か2日あるので、土用の丑には年に4回以上あるのよ。」

「古くは「万葉集」に「夏の置さにはうなぎが良い」という歌があるべからい、うなぎの栄養価は昔から知られていたみたいネ。いまはうなぎを食べると夏バテしないと書かれて、土用の丑と言えは「うなぎ」と言ひへんい有るな行事になっているわね。」

「うなぎと土用の丑が結びついたのは、江戸時代に平賀源内という学者が、夏場の営業不振に悩んでいた鰻屋を応援するため、土用丑の日、うなぎの日と広めたからと書かれているのよ。」

「丑の日は「う」の付く食べ物で夏バテを防ぐ風習もあつたから、うなぎはまさにぴったりな食べ物だったのね。」

丑の日は「う」の付く食べ物
 丑の日は、うなぎ、牛肉(うしにく)、馬肉(うまにく)、うどん、梅干し、ウリなどを食べると夏バテしないと書かれています。
 ※しじみや土用餅もおいしいですね。

3 ロールボックスパレット（カゴ車）の安全な使用

<基本操作>

遵守事項： ●必ず両手で操作してください。

- 作業時の手の位置は、肩から腰の高さを基本とし、荷物の重さや操作のしやすさを考慮して作業してください。
- 操作性をよくするため、両手で均等に力を入れてください。
- 動かすときや停止させるときは、腕の力だけでなく、膝をしっかり曲げて、脚力を使って操作してください。
- 見通しの悪い場所では一時停止して周辺を確認してください。
- 走行時以外はキャスター付きストッパーを使用してください。



注意事項： ●段差や傾きのある場所では転倒に注意しましょう。

- 側面の幅が広がるほど、支柱を持つ両手が広がり、ロールボックスパレットと身体が接近するので、接触や巻き込まれに注意しましょう。
- 使用前には必ず点検しましょう。不具合が確認された場合には、テープ等で使用不可であることを明示し、速やかに修理しましょう。

禁止事項： ●素手で操作しない。

- 足で蹴って動かさない。 ●走ったり、大きな歩幅での操作はしない。
- 転倒のおそれがあるため、積載面には乗らない。
- 脱輪や転倒のおそれがあるので、複数台連結して取扱わない。

<引き>

「引き」は進行方向に対してロールボックスパレットの先頭に操作者が位置するため、第3者への接触リスクが低く、スーパーマーケット等の小売店の店舗内での移動等にみられる操作方法。

◆ メリット

- ・第3者への接触のリスクが低い
- ・狭い場所でもコントロールしやすい

◆ デメリット

- ・進行方向がよく見えない
- ・後ろ歩きで足が動かしにくい
- ・長距離の移動に不向き

◆ ポイント！

- ・「引き」は初動で、途中から「よこ押し」「押し」を併用することも。



<折りたたみ・組み立て・積み重ね>

遵守事項： ●転倒のおそれがあるので、折りたたんだ状態ではなく、必ず組み立ててから移動してください。

- 狭い通路を通るときなど、止むを得ず、折りたたんだ状態で移動する場合は、側面パネルの内側に立って、押して移動してください。
- 折りたたんだロールボックスパレットを積み重ねて保管する場合は、路面の傾斜や風によって転倒するおそれがあるので、平らな場所で、ロープ等で固定して動かないようにしてください。



注意事項： ●L字型の折りたたむタイプは、背面パネルの外側に転倒しやすいので注意しましょう。

(1) 労働災害、関係法令情報の入手

労働災害防止対策を進めるうえで、労働災害の発生状況や、具体的な労働災害事例を把握し、活用することは大変効果的です。

このような労働災害の情報は次のホームページから入手できます。

① 職場の安全サイト

→ <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/index.html>

厚生労働省が労働災害防止関係する情報をまとめたホームページ。

たとえば次のような情報が入手できます。

- ・労働災害統計
- ・災害事例（災害事例、災害データベース、ヒヤリ・ハット事例など）
- ・働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動

② 安全衛生情報センター

→ <http://www.jaish.gr.jp/index.html>

中央労働災害防止協会の安全衛生関係の情報をまとめたホームページ

- ・安全衛生関係法令
- ・厚生労働省の安全衛生関係の報道発表資料の一覧 など

(2) 安全衛生関係の資料の入手

このマニュアルに関係する各種の資料（リーフレット等）の入手方法を以下に紹介します。

<厚生労働省関係資料>

- ① 「派遣労働者の労働条件・安全衛生の確保のために」
→ <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyoku/0000069165.pdf>
- ② 「平成25年10月1日から、食品加工用機械についての規定を追加した改正「労働安全衛生規則」が施行されます」
→ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/dl/130606-3.pdf>
- ③ 「職場での腰痛を予防しましょう」
→ <http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/131114-01.pdf>
- ④ 「熱中症を防ごう！」
→ <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/06/dl/h0616-1b.pdf>
- ⑤ 働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動（サイト及びリーフレット）
第三次産業の安全の好事例、パンフレットなどが掲載されています
→ <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyo.html>
→ <http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11302000-Roudoukijunkyokuanzeneiseibu-Anzenka/0000146227.pdf>
- ⑥ スーパーマーケット店舗内の「滑りやすさマップ」
→ https://www.jniosh.go.jp/publication/houkoku/supermarketslip_201612.pdf
- ⑦ ロールボックスパレット使用時の安全衛生マニュアル「安全に作業するための8つのルール」
→ <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeneiseibu/0000098499.pdf>

※ 各種労働安全衛生関係パンフレット掲載の厚生労働省ホームページ
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/anzen/index.html

<国際研修協力機構（JITCO）>

- ① 技能実習・研修支援JITCO教材（無料教材）
→ <https://www.jitco.or.jp/text/panf.html>
- ② 食品製造業に従事する技能実習生の安全と健康の確保（技能実習生向け）
→ http://www.jitco.or.jp/download/data/text/syokuhin_japanese.pdf

<資料の検索>

たとえば厚生労働省の資料の場合は、厚生労働省のホームページのトップページにある検索のところで、例えば下の図のように関係するワードをいれると容易に見つけることができます。

派遣労働者 安全衛生 検索

第2 未熟練労働者の安全衛生教育の実施 (講師用)

未熟練労働者に対する安全衛生教育を、従業員向けのパワーポイント資料「商業で働くみなさんへ 安全・健康で働くために」^(注)を、対象者に配布したり、プロジェクターで示して、安全衛生教育を行うことを想定しています。そのときの注意事項等をまとめました。上段に従業員向け資料を、下段にその解説を参考として記載しています。

安全衛生教育では、できるだけ災害事例など具体的なことを示しながら話をすると効果的です。このため、実際の死傷病報告の災害事例を紹介していますが、できれば講師自身が経験したことや、会社として災害を把握している場合は、そのような身近な例を示すようにします。

(注) 厚生労働省ホームページから入手できます。

【労働災害事例1】 機械のロールに巻き込まれた！

1 労働災害の発生

- ① ミートチョッパー清掃のため、ロール本体を分解。
- ② 肉投入口から手を入れて押し出そうとした。
- ③ フットスイッチを踏み、ロールが回転し、手を巻き込まれた。
- ④ 電源スイッチが破損していたため、電源は、常時「入」の状態であった。



2 不安全な作業

- ① 精肉機械の運転を「切」にせず、機械の清掃を行っていた。
- ② 破損した電源スイッチを修理することなく放置。
- ③ 電源プラグを抜いておかなかった。その旨を労働者に指示していなかった。
- ④ 作業手順を明確にしていなかった。
- ⑤ 安全教育が不十分であった。
- ⑥ リスクアセスメントを行っていなかった。

3 安全な作業のために

- ① 職場には、食品機械をはじめ、様々な危険があることを理解すること。
- ② 機械の掃除、調整(トラブルを含む)作業では、必ず機械を止めること。
- ③ 電源スイッチを切るか、電源プラグを抜いておくこと。
- ③ 必ず作業手順を守ること(安全装置、非常停止スイッチ、作業方法など)。

【解説】

1 職場は危険だということ、いつでも災害は発生するということを理解させる。

職場は危険だということを実感させるには、実際に発生した労働災害の事例を紹介することが効果的です。ここでは、挽肉用精肉機械（ミートチョッパー）の清掃作業で手をはさまれた事例を紹介しています。厚生労働省の「職場の安全サイト」の労働災害事例からのものです。

2 何が原因で災害が発生したかを理解させる。

ここでは、作業者の不安全な行動に絞って原因をあげています。

食品機械で特に多いのは、機械を止めないで、詰まったものを取り除こうとしたり、掃除をしようとしてはさまれたり、刃で切られたりといった災害で、重度のものになる傾向が強く、特に安全な作業が求められます。

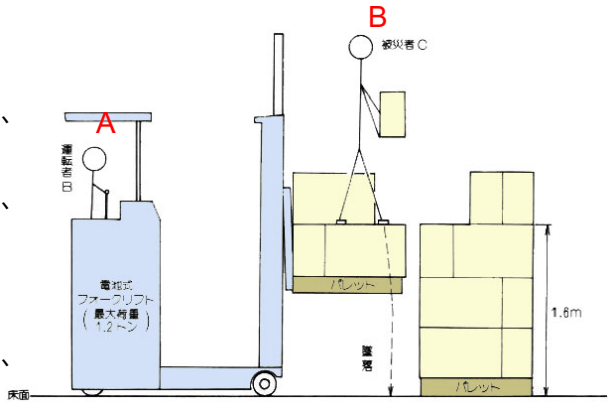
3 災害にあわないために

災害に合わないためには何が必要かを各自でよく考えさせ、理解させることが重要です。

【労働災害事例2】 フォークリフトに荷を取り込み中に墜落！

1 労働災害の発生

- ① 商品の積み出しを、Aがバッテリー式フォークリフト(最大荷重1.2t)の運転操作、Bが積荷作業。
- ③ フォーク上のパレットに荷を載せるため、Bは、パレット荷の上に乗る、そのまま、パレットへの積み込みを行った。
- ④ 商品をパレットに載せるべく、片足をパレット上のケースに載せた時に、ぐらつき、商品を持ったまま、あお向けで墜落した。



2 不安全な作業

- ① 無資格者がフォークリフトを運転。
- ② フォークリフトを危険な人の昇降に使用し、かつ不安定なパレット上で作業。
- ③ フォークリフト作業での作業指揮者を定めていなかった。

3 安全な作業のために

- ① フォークリフトなど資格が必要な作業では、無資格者は絶対その作業に従事しない。
- ② フォークリフト作業では、作業指揮者が作成した作業計画により作業する。
- ③ フォークリフトでは、人の昇降など用途外での使用をしない。

【解説】

1 職場は危険だということ、いつでも災害は発生するということを理解させる。

職場は危険だということを実感させるには、実際に発生した労働災害の事例を紹介することが効果的です。

ここでは、ホームセンターや卸売業で使用されるフォークリフトでの危険な作業で墜落した災害の事例を紹介しています。厚生労働省の「職場の安全サイト」の労働災害事例からのものです。

2 何が原因で災害が発生したかを理解させる。

作業者の不安全な行動に絞って原因をあげています。

高いところでの作業は危険であることを理解させます。

高いところでの作業では、墜落防止のための各種対策が必要です。さらに、そもそも、この作業が法的にも行ってはいけない禁止作業であり、法令を遵守することの重要性も合わせて理解させ、ルールを守ることの重要性を教えます。

3 災害にあわないために

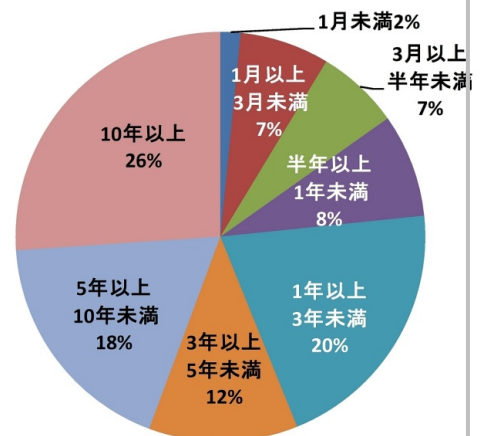
災害にあわないためには何が必要かを各自でよく考えさせ、理解させることが重要です。

【労働災害の傾向】

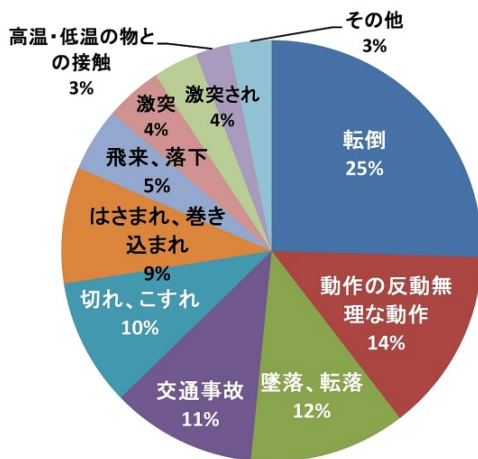
1 未熟練者（3年未満）に労働災害が多発！

- ① 経験年数1年未満が24%と多く注意が必要
- ② 3年未満の者でみると44%と多くを占めている。

H27年経験年数別死傷災害（商業）



H27年未熟練労働者の事故の型別災害（商業）



2 転倒災害が25%と多くを占める！

- ① 滑る、つまずくなどによる転倒災害が4分の1と多い。
- ② 重量物を持ち上げるなど、無理な動作による腰痛などが14%
- ③ 脚立で荷の取り出しで墜落などが12%

【解説】

1 どのような災害がどの程度発生しているのかを理解させ、危険への意識を高める。

(1) 経験3年未満の未熟練労働者の労働災害が多く発生していることを強調。そのため、安全衛生教育をきちんと実施し、危険について理解をしてもらい、自らの安全は自ら守るという自覚をってもらうことが重要と理解させる。

(2) 経験年数1年未満で24%も発生していることを説明する。また、経験年数が3年以内で全経験年数の災害の4割以上を占めている。慣れたころの災害にも注意を喚起する。

(3) 災害で多いものが、急いで移動中に滑ったり、つまずいたり「転倒災害」が多いことをまず説明。また、重い商品などを持った時の「腰痛」、脚立上での作業中や、階段移動中での「墜落・転落」、包丁や機械の刃部での「切れ・こすれ」など、多くの危険が身の周りにあるということを説明。

この場合、マニュアルにある災害事例も合わせて紹介するとより理解しやすいです。

ポイント2 「かもしれない」で危険を意識する！

【人の「かもしれない」】

人は

- ・ すべる
- ・ つまずく
- ・ 腰を痛める
- ・ 落ちる
- ・ ころげ落ちる
- ・ 切る
- ・ やけどする
- ・ 感電する
- ・ ガス中毒になる
- ・ 酸欠になる
- ・ 有害物にやられる



かもしれない



【解説】

1 職場は危険だということを理解させることが、安全な作業の基本です。

(1) 未熟練労働者は危険に対する感受性が低い

企業へのヒアリング等によると、未熟練労働者は多くの場合、職場は安全だと思っていて、危険に対する感受性があまり高くないということです。

このため、不安全な作業（危険な作業）を知らないうちに行ってしまう、労働災害となるケースが多くあります。

(2) 「かもしれない」で危険の意識を教育する

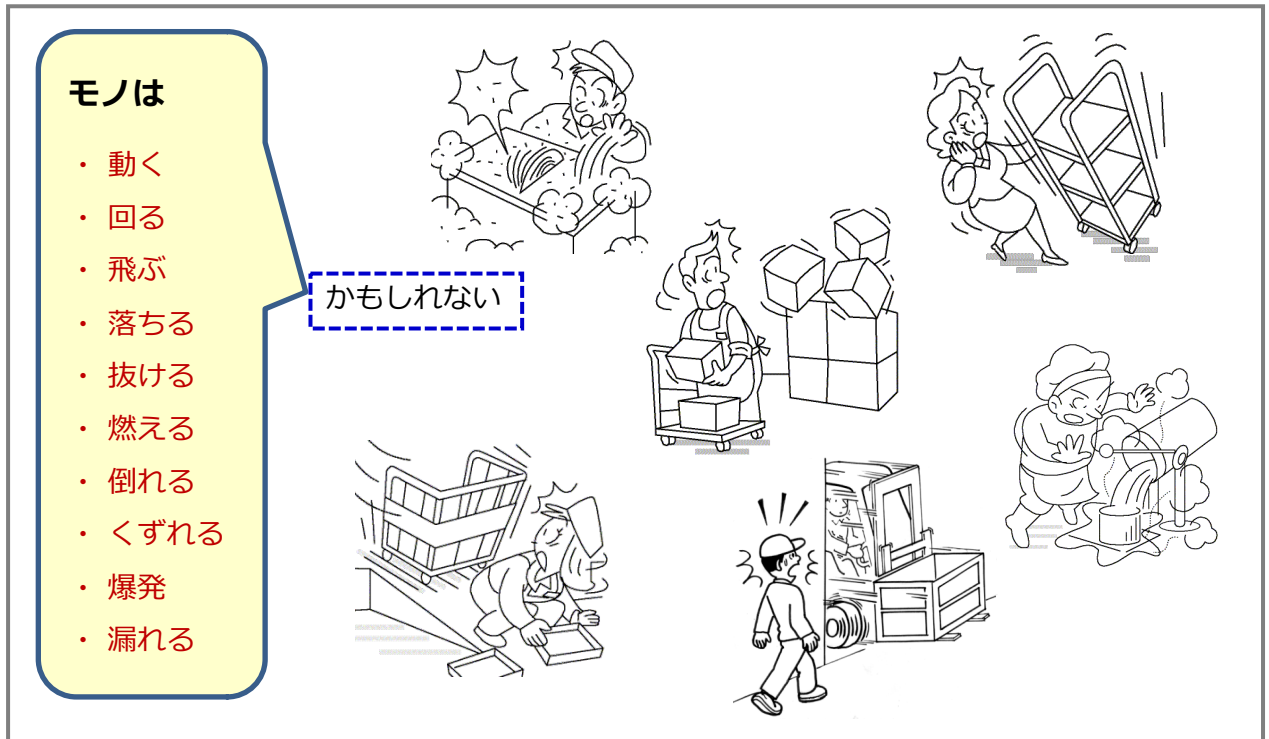
危険感受性を高める取組です。作業行動について「かもしれない」という意識を持たせることで危険を認識させましょう。

- 移動していると「すべるかもしれない」「つまずくかもしれない」
- 重いものをもつと「腰を痛めるかもしれない」
- 脚立でものを取ろうとすると「落ちるかもしれない」
- 階段をおりるときスマホを見ていると「ころげ落ちるかもしれない」
- 包丁を使っていると「手を切るかもしれない」
- 加熱器を使っていると「ヤケドするかもしれない」

(3) 「かもしれない」事例を災害事例とともに紹介する、

25ページの「ヒヤリ・ハット事例」とともに具体的に説明すると効果的です（各事例で「かもしれない」を考えさせましょう。）。

【モノの「かもしれない」】



【解説】

1 「モノのかもしれない」を意識しましょう。

(1) 未熟練労働者は危険に対する感受性が低い

モノは、「急に動く」、「落ちてくる」かもしれない。そのような危険が発生するかもしれないということを意識させます。

このため、モノの不安全な状態（危険な状態）に気が付かず近づいてしまい、労働災害となるケースが多くあります。

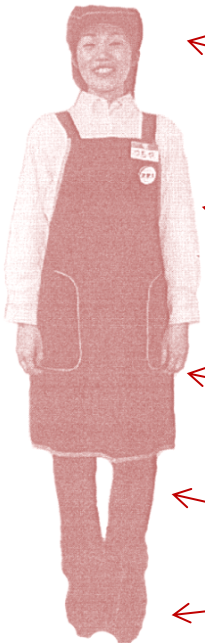
(2) 「かもしれない」で危険の意識を教育する

危険感受性を高める取組です。身近なモノについて「かもしれない」という意識を持たせることで危険を認識させましょう。

- 機械は「急に動くかもしれない」
- 台車は「倒れてくるかもしれない」
- 積んである商品は「落ちてくるかもしれない」
- お湯は「まだ熱いかもしれない」
- 置いてあるかご台車は「動きだすかもしれない」
- フォークリフトが「急に出てくるかもしれない」

(3) 「かもしれない」事例を災害事例やヒヤリ・ハット事例とともに紹介する、

- ◆ お客様に接することを意識します。
- ◆ 安全も含めた正しい身だしなみが大切です。
- ◆ 食品を扱う場合は、清潔感は非常に大切です。



1 頭部

- ① 前髪は眉毛にかからないように。 ② 長い髪は束ねる。
- ③ 髪の色は自然色。 ④ 化粧はひかえめに。

2 シャツ

- ① ボタンは全て留める。 ② 裾（すそ）はパンツの中に入れて
- ③ 袖（そで）は原則として腕まくりはしない。

3 エプロン

- ① 左胸部にネームプレートをつける。② 肩ひもはねじれないよう。
- ③ ポケットに物を入れすぎない。

4 パンツ : 裾は床にこすらない長さにする。

- 5 靴 : ① かかと : 踏みつけない。
② 色は白・黒・茶等にし、派手なものは避ける。

【解説】

1 決められた服装をきちんと着用することの大切さを説明する。

(1) 基本の考え

「お客様に接する服装の意識」「みだしなみ」「清潔感」など服装の基本をまず教えます。

(2) 作業内容によって必要な服装が決められています。

職場にどのような危険等があり、その服装や保護具の着用がなぜ必要かを説明します。

- ① ルーズな服装では機械に巻き込まれる危険もあります。また、ものに引っ掛かり怪我につながることもあります。
- ② 転倒防止では履物（耐滑性）の選び方も大切です。

2 保護具が必要な作業については、何故必要なのか、使用上の注意を説明する。

例えば手袋や保護衣が必要なときは、その留意点と正しい着用の仕方を説明をすること。

【例その2】

- ◆ 作業時は定められた**安全な服装**を着用する。
- ◆ 作業服装は**身体にピッタリ**した軽快なものとする。
- ◆ 長袖の場合は**袖口を締め**、上着の**裾はズボンの中**に入れる。
- ◆ 刃物やドライバー、ドリルなどを**ポケットの中**に入れて作業しない。
- ◆ タオルや手ぬぐいを首に巻いたり、えり巻き、ネクタイなど**巻き込まれるおそれのあるものは着用しない**。

【保護帽は正しく着用】

- ・ あごひも、ゆるみ、あみだかぶりのチェック
- ・ 古いもの、傷ついていないことの確認
- ・ 基本は墜落時保護用



【解説】

仕事の内容によっては、服装も大きく異なります。フォークリフトを使ったり、高所での作業があったり、木材加工用の機械を使用するなどの作業が有る場合は次の注意が必要です。

(マニュアルの第1では紹介していませんが、業種による違いを踏まえ参考に掲載しました。)

1 決められた服装をきちんと着用することの大切さを説明する。

(1) 一般に作業内容によって必要な服装が決められています。どのような危険等があり、その服装や保護具の着用がなぜ必要かを説明すること。

- ① ルーズな服装では動いている機械に巻き込まれる災害が発生していること。
- ② 転倒防止では履物（耐滑性）が重要であること。

2 保護具が必要な作業については、何故必要なのか、使用上の注意を説明する。

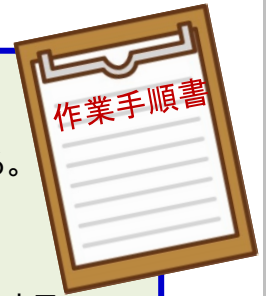
例えば保護帽が必要なときは、次に留意のうえその着用の仕方を説明をすること。

- ① 飛来・落下用の保護帽は、墜落には効果が低いこと。
- ② 正しく着用しないと、墜落時に脱げてしまい重篤な災害となっているケースが多いこと。

ポイント4 決められた作業手順を守る！

- 職場には思いがけない危険がたくさんあります。
- 職場で決められた作業手順は、安全・衛生で効率よく作業するためのルールです。
- 作業手順を守り、自分を守りましょう。

- ◆ 定められた**作業手順**（作業標準）をきちんと守る。
- ◆ 作業手順書に示されている作業手順を**繰り返し練習**し体得する。
- ◆ 安全上**やるべきこと**、**やってはならないこと**をよく理解する。
- ◆ 作業手順が**わからない時**は、そのままとせず責任者から必ず確認する。
- ◆ **慣れによるケガ**に注意し、軽はずみな動作や強引な動作をしない。



【フライヤーの安全上の注意事項】

- ① 原則油が入っている時はヒーターを持ち上げない。
（ヒーター落下し油が跳ねて大やけどする）
- ② 電源が入った状態でヒーターを持ち上げない。電源を切る。
（火災を防ぐ）
- ③ 油量を守る。（火災を防ぐ）



【解説】

1 決められた作業手順（書）の重要性を理解させ、その遵守の徹底を図ること。

- (1) 作業手順書は、「安全で良い仕事を効率的にする」ための職場のルールです。それを守ることとは仕事の基本であることを説明し、それを守ることの重要性を理解させます。
- (2) 作業手順書には、安全（衛生）に作業を行うために必要なことが含まれています。行わなければいけないこと、行ってはいけないことの原因を説明し、自分の安全を守るためにも、作業手順書を守ることが重要であることを理解させます。

この場合、ルールを守らないために労働災害となった事例を紹介すると、より効果的です。

（例）フライヤー作業での注意点を示しています。

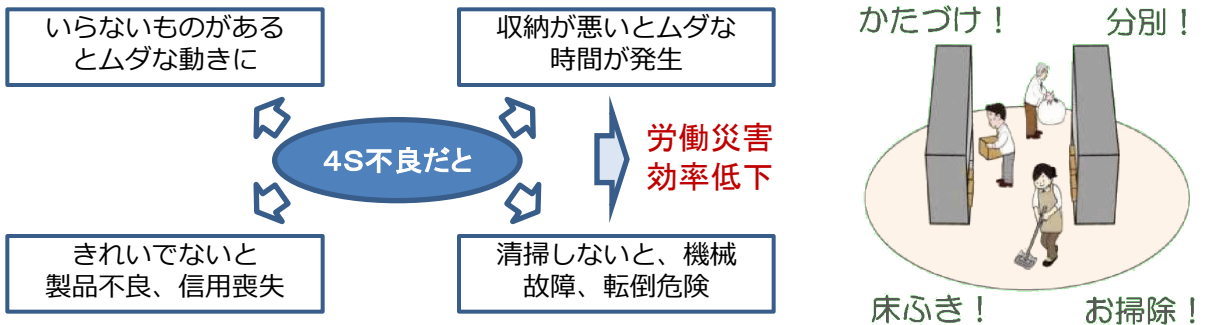
この例では、何故そのような注意が必要かを、「ヒーター落下して油が跳ね、大やけどをする」など理由をしめしています。このように、ルールについては、何故ということと一緒に説明し理解させると、より守ってもらうことができます。

なお、この例では、「災害事例5」が参考となります。災害事例と一緒に説明すると一層効果的です。

- (3) 安全装置や非常停止装置などがある場合は、実際に本人に作動を経験させ、その必要性や実践を体得させておくことも大切です。

ポイント5 4S・5Sの励行で安全を高める！

- ◆ **整理** いるものといらないものを分け、いらないものは処分する。
→ 作業効率があがり、転倒災害の危険も減ります。
- ◆ **整頓** いるものを使いやすく、わかりやすく収納する。
→ ムダな時間が減り、品質も向上します。
- ◆ **清潔** 汚れを取り除いて身の回りをきれいにする。
→ 商品の品質向上、食中毒予防、異物混入防止が図られる。
- ◆ **清掃** 機械設備、作業場所の汚れやゴミを除去する。
→ 機械設備の機能維持、転倒災害の危険も減ります。
- ◆ **習慣** 決められたことをきちんと守る。
→ 繰り返して、意識しないでも自然に安全、衛生的な行動ができるようになる。



【解説】

1 4S（5S）の必要性和重要性を理解させ、習慣づけること。

- (1) 4S（5S）を守らないことによるマイナスの影響をよく説明し、4Sの重要性を理解させる。
- ① 不要なものが置かれていると、つまずいて転倒したり、作業の流れも悪くなります。
 - ② いるものを探している、作業の能率が下がります。また、食品関係では整頓で用具等の欠けなども容易にみつき、商品への異物混入も早期に発見できます。
 - ③ 機械の正常な動作を維持するために必要です。また、食品を扱う職場では、食中毒予防からも当然衛生的でいつも汚れがない状態は必須です。
 - ④ 濡れた床をすぐに拭き取ることは、転倒防止からも重要です。
 - ⑤ 整理、整頓、清潔、清掃は、理解だけでなく、実際にできるよう習慣づけることが大切です。
- (2) 4S・5Sによる効果をよく理解させ、安全（衛生）な行動を徹底する。
4S・5Sを徹底すると、上記 → のようなプラスの効果があります。作業の効率化のためにも、安全・衛生のためにも必要です。
- (3) 4S・5Sを実践しないために労働災害となった事例を紹介すると、より効果的です。

ポイント6 安全な作業をみんなで実施し職場を安全に！

「転倒」、「腰痛症」、「墜落、転落」、「切れ、こすれ」、「はさまれ、巻き込まれ」、「熱中症」の災害防止対策を徹底しましょう。ここでの事例は、ヒヤリ・ハット事例ですが、災害事例として紹介しています。

(1)「転倒」災害防止のポイント

- 床は常に「整理」「整頓」「清掃」「清潔」で安全に！
 - ・床の濡れをきちんと拭き取る（清掃中の箇所は床濡れに注意）
 - ・余計なものがあると「つまずき」転倒の原因に
- 大きい物、重い物は「台車」を使用しましょう！
台車を使えないときは、二人で持つか、何回かに分けて運ぶようにしましょう
- 移動時は物を持たないようにしましょう！
物を持つての移動は「転倒」の危険が大きくなります。
- 通路の照度は十分確保しましょう！



【解説】

1 床は常に「整理」「整頓」「清掃」「清潔」で安全に！

「ボールを抱え、通行スペースを横切るため、ホースを跨ごうとしたところ、足をホースに引っ掛けて転倒し肘を骨折。」という災害が発生。余計なものは「つまずき」転倒の原因に。また、床が水や油で濡れていると「滑って」転倒に。このため、4S(5S)の徹底が求められます。

※ ヒヤリの絵：惣菜調理室で揚げ物作業中、床上に飛び散った天ぷら油で足を滑らせて転倒した。
(床の清掃、はきもの、急がないなどが必要)

2 移動時は物を持たないようにしましょう！

「両手でダンボール箱を持ち階段を降りている際、階段をふみ外し転倒」という災害が発生しています。物を持つての移動は足元も見えず「ふみ外し」転倒の危険が大きくなります。

3 通路の照度は十分確保しましょう！

通路の照度が不十分だと、通路の凹凸などに気が付かず転倒の危険が高まります。十分な照度を確保するようにしましょう。

4 大きい物、重い物は「台車」を使用しましょう！

大きい物は足元が見えなくなり、転倒危険が大きくなります。台車などを使うようにしましょう。

【転倒の事例】

■事例①-1 倉庫で、陳列棚の上段にある商品箱を降ろそうとしたところ、足元に放置されていた箱につまずき、箱を抱えたまま転倒した。



■事例①-2 積み込み作業のため、パンが入った番重を両手で持ち、パン工房から駐車場に向かっていた際、足元に置かれていた空の番重に気づかず、つまずき転倒した。



■事例①-3 午前1時頃、番重の運搬作業時、凍結していた路面に足をとられて転倒した。



■事例①-4 商品を配達した後、手押し台車を押して歩行中、台車の車輪が側溝に落ちて急に止まったので、その上に乗り上げて転倒した。



【解説】

○ 事例②-1

- ・ 高所の物を取るときは、安定した踏み台を使用すること。
- ・ 放置物が作業・通行の妨げにならないよう、常に倉庫内を整理・整頓すること。（4S・5S）

○ 事例②-2

- ・ 作業に必要な物でも通路に放置せず、作業開始前に安全を確認。（4S・5S）
- ・ 番重を重ねて運搬するときは、前方視界を確保できる段数以下に。

○ 事例②-3

- ・ 滑りにくい靴。運搬作業場所を明るく。
- ・ 冬季の凍結し易い場所を明示。

○ 事例②-4

- ・ 台車の通路は段差が内容に。溝には蓋をする。
- ・ 段差、溝等のある場所は明示をして注意を喚起する。

(2)「腰痛症」災害防止のポイント

■ 作業姿勢、動作（重量物の取り扱い）

- できるだけ重量物に身体を近づけ、重心を低くするような姿勢で。

• [重量物を持ち上げる場合]

片足を少し前に出し膝を曲げ、腰を十分に下ろして重量物を抱え、膝を伸ばすことによって立ち上がる。

重量物を持ち上げるときは、呼吸を整え、腹圧を加えて行います。

• [重量物を持つての移動]

移動距離を短くし、人力での階段昇降は避けます。



■ 腰痛予防体操

ストレッチを中心とした腰痛予防体操をしましょう。



【解説】

腰痛は、職業性疾病の約6割を占め、多くの職場で発生しています。次により腰痛症の予防を図りましょう。

1 作業姿勢、動作（重量物の取り扱い）

「床に置いた製品を作業台に載せるため、製品を抱え上げたところ腰を痛めた。」災害が発生しています。

それほど重量物でない場合でも、作業姿勢によっては腰痛になります。物を持ち上げるときは正しい姿勢で行うようにしましょう。

2 腰痛予防体操

重量物の取扱いや無理な姿勢での作業で腰痛が発生します。作業前のストレッチは腰痛予防では大切です。

ストレッチを中心とした腰痛予防体操を作業前に実施するようにしましょう。特に年齢の高い者では必須です。

【腰痛症の事例】

- 事例②-1 配送先の玄関に向かう急な階段で、灯油（18リットル入り）の入ったポリタンクを左右の手に1缶ずつ、一気に持ち上げようとした際、腰を捻った。



- 事例②-2 スーパーの店舗前で青果商品を販売中、りんごの入った箱を持ち上げようとした時、腰をひねった。



- 事例②-3 午厨房内の炊飯器にセットするため、炊飯釜（研いだお米が約8kg入っていた）を両手で持ち上げた際、腰に強い痛みを感じた。



【解説】

○ 事例②-1

合わせて $18\text{ l} \times 2 \times 0.8$ (比重) = 28.8Kgほど。ほぼ人力基準ギリギリ。できれば、一つずつ持ち台車に載せることが望ましい。

- ① 持ち上げは、一気に持ち上げず、腰を十分落とし、ゆっくり膝を伸ばして立ち上がる。
- ② 男性が人力で取り扱う重量は、体重の概ね40%以下に。（70Kg体重で28Kg）
- ③ 女性では、男性が取り扱える重量の60%程度まで。

○ 事例②-2

リンゴの箱入りだと12Kg～20Kgくらい。体重50Kgの女性の場合、 $50\text{Kg} \times 0.4 \times 0.6 = 12\text{Kg}$ 。女性が一人で持つにはやや重すぎると言えます。

- ① 十分腰を落としひざで箱を持ち上げること。
- ② 荷（商品）の重量を把握し、どのような作業方法とするかを事前に検討すること。

○ 事例②-3

重量はそれほどでもないが、中腰の姿勢のまま、重量物を持ち上げようとしたことが原因。

- ① 持ち上げる際は、身体を対象物に近づけ、片足を少し前に出し、膝を曲げ、腰を十分に下ろして対象物を抱え、膝を伸ばしながら徐々に立ち上がること。
- ② 重量物を移動させる際は、できるだけ台車を使用すること。

(3)「墜落・転落」災害防止のポイント

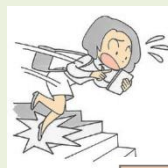
■ 脚立は正しく使いましょう！

- ・ 脚立などを使い、棚の商品を取り出そうとし、不安定な脚立と一緒に転落。
- ・ 脚立は開き止めをし、商品を両手で持つ場合は2人作業。



■ 階段の昇降時は、必ず手すりを持ちながらゆっくりと！

- ・ 物を持っての移動、スマホ見ながら、は転落の危険
- ・ 安全な昇降を習慣づけましょう。



■ プラットホームでの作業や通行は端から離れて！

- ・ カゴ車の移動時なども、端からの墜落も発生。
- ・ できるだけ、端に近づかないように。
- ・ カゴ車が、プラットホームやトラックからの荷卸し中に落下
⇒ 支えようとして下敷きに！ ⇒ **支えず逃げましょう。**



【解説】

1 墜落・転落災害は重傷になる！

それほどの高所でない場合でも、重傷となる場合も多く特に安全な作業が求められます。

2 脚立の安全な使用！

脚立は次のことに注意して使用しましょう。

- ① 最上段は使用しない。
- ② 開き止めは必ず掛けます。
- ③ 段差のあるところや、不安定な場所では使用しない。

3 スマートフォンを見ながら階段の昇降は危険！

大変危険ですので、見える化などを含め注意喚起が必要です。

4 プラットホームの端や、テールゲートリフターなどからカゴ車が落下に注意！

落下しそうになったときは、支えようとしなくて「**必ず逃げる**こと」を徹底しましょう。

支えようとして下敷きになる災害が多く発生しています。かなりの重量があり、支えることはできません。

【墜落・転落の事例】

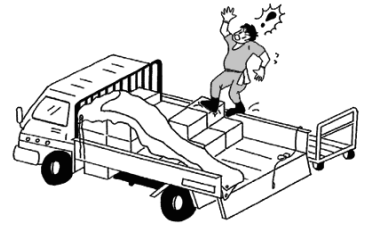
- 事例③-1 出勤時、店内の社員通用階段にて地下1階の更衣室へ下りていたところ、スマートフォンを操作していたため階段を踏み外し、転落した。



- 事例③-2 午後1時頃、店内階段をマネキンを抱えて降りていたとき、雨天で階段が濡れていたため、滑って階段をふみはずし、階下へ転落した。



- 事例③-3 ダンボール入り床材(1個15kg) 25個をトラックに積み込んだあとシート掛け作業に入った。左側にシートを止め全面にシートを張り右側に荷とあおりの間を移動中足元がふらつき転倒した。



【解説】

○ 事例①-1

- ・ スマートフォンを歩きながら操作していると、足元、前方が目に入っていない。また、注意も階段に向かっていない。
- ・ 歩行時、特に階段の昇降時は、スマートフォンの「ながら使用」を行わず、立ち止まって使用することを徹底しましょう。

○ 事例①-2

- ・ マネキンで足元がよく見えなかった。階段面が濡れていた。
- ・ 片手は手すりをもって降りるようにしましょう。
- ・ 雨天日は、お客様の転倒危険もあり、階段、床面の濡れ拭き取りを徹底しましょう。

○ 事例①-3

- ・ 不安全なアオリとダンボール上を移動した。急いでいたため足元を確かめなかった。
- ・ 荷のトラックへの積み付け、積み卸し作業は、安全な足場設備を準備するようにします。
- ・ シート掛け、シートはずし作業では、作業台を準備して、足元が不安全な状態での作業をしないようにします。
- ・ 安全帽（墜落時保護用）は必ず着用するようにします。

(4) 「切れ・こすれ」災害防止のポイント

- 加工機械の刃部の清掃は必ず止めてから！

機械の刃部の清掃で、機械を動かしたまま行い、巻き込まれて重傷となる災害が発生。

- 機械を止めた作業では不意の起動防止を！

他の作業者が気づかずにスイッチを入れることがある。
作業中の表示を

- 包丁を使う場合は置き方、置き場所を安全に！

4S（整理、整頓、清掃、清潔）を徹底し、使い終わった包丁はきちんと片づけましょう。



【解説】

1 加工機械の刃部の清掃等に注意！

「食品加工機械の清掃を機械を動かしたまま行って、巻き込まれ指や手を切断する重篤な災害が発生しています。

機械の点検、掃除、修理は、機械を停止し、完全に止まっていることを確認してから作業することを徹底しましょう。

2 機械を止めた時は不意の起動防止も！

機械を止めて作業をするときは、思いがけないときに動く危険を防止するため、必ず元電源を切るようにします。その上で、「作業中スイッチ入れるな！」などの表示や、キーをつかわないと電源が入らないようにし、そのキーを作業者がもつことなど、不意の起動を防止するようにします。

2 包丁を使う場合は置き方、置き場所を安全に！

「作業場所の近くに使用中の包丁が置いてあったことに気づかず、誤って指を切った。」という災害が発生しています。

4S（整理、整頓、清掃、清潔）を徹底し、不要な包丁は所定の場所にきちんと片づけましょう。

【切れ・こすれの事例】

■事例④-1 食パン工場の作業台で食パンをスライスしている際、手で食パンを押しながらスライスしていたため、指がスライサーの刃に接触した。



■事例④-2 午前10時頃、寿司ネタの製造中、まな板が作業台に貼り付いて動かないので、力を入れて引っ張ったところ、まな板上に置いてあった包丁が跳ねて手が切れそうになった。



■事例④-3 挽肉機で肉の加工作業終了後、機械を洗浄するため、電源を切って挽肉出口のカッター部分に手を近づけたところ、惰性回転中のカッターに指が接触した。



■事例④-4 商品陳列に使用する段ボール下敷きをカッターナイフで切断作成中、勢い余って右大腿部を切りそうになった。



【解説】

- 事例③-1
 - ・ 押し板を使用せず、手で食パンを押しながらスライスしていた。
 - ・ スライサーを使用する際は、押し板を使用してパンを押し出すこと。
- 事例③-2
 - ・ 包丁を置いたままでまな板を動かそうとした。
 - ・ 包丁は使わないときはまな板に置かない。包丁を置く場所を決めておく。
- 事例③-3
 - ・ 電源を切ってすぐに手をカッター部分に近づけ。
 - ・ 機械洗浄時は元スイッチも切ることを徹底する（止まるまでの時間稼ぎの効果もあり）。
 - ・ すぐに回転が止まらないことを注意表示する。
- 事例③-4
 - ・ 手前に勢いよくカッターを引いてしまった。
 - ・ カッターの刃は必要最小限出して使う。作業立ち位置に注意する。

(5) 「はさまれ・巻き込まれ」災害防止のポイント

■ 機械の清掃、修理は止めてから！

機械を動かしたまま、清掃等を行い、ロール部分や回転する刃に巻き込まれる重篤な災害が発生。



■ 機械を止めた作業は不意の起動防止を！

清掃中、修理中などの表示、起動スイッチの作業者保管で、不意の起動を防ぐ

■ 囲い、安全装置等はその機能を殺さない！

点検、整備で機能の有効保持をしましょう。

【解説】

1 機械の清掃、調整、修理は止めてから！

「機械が止まったときに、そのまま直そうとして、急に機械が動き出しはさまれる」といった災害が発生しています。コンベア、ロールなどの清掃、調整は必ず止めて行うこと。

2 機械を止めた清掃、調整、修理の作業は不意の起動防止を！

「食品洗浄で水車と動力モーターを繋ぐベルトの交換作業中、同僚が交換作業の終了を確認せず電源を入れた為、手中指がベルトに巻き込まれた」という災害が発生しています。

修理中などでは、修理中の表示、起動スイッチを作業者自身が保管するなど、不意の起動を防止しましょう。

3 囲い、安全装置等はその機能の維持を！

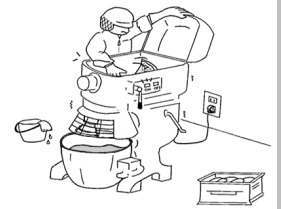
安全のための囲いや、危険時に停止させるための安全装置等は、いざというときにその機能が発揮されないと大変危険です。つねに点検、整備で機能の有効保持をしましょう。

4 フォークリフトや運搬用具などでの「はさまれ」にも注意！

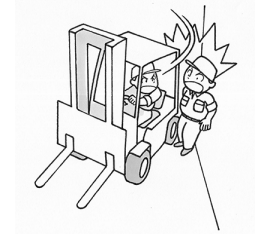
ロールボックスパレット、台車、フォークリフトなどにはさまれる災害の防止も必要です。

【挟まれ・巻き込まれの事例】

■事例④-1 食肉加工で、肉種変更のためミキサーに付着した肉片を落とす作業を行おうとしてスイッチを切ったが、ミキサーがまだ動いているうちに手を出して巻き込まれた。



■事例④-2 倉庫内で、フォークリフトの左側に立ち、検品のためフォークリフトの運転手と会話した後、フォークリフトが右に旋回して発進した際、フォークリフトの左後部と倉庫の壁の間に挟まれた。



■事例④-3 挽配送センターで発送する商品の仕分け作業中、商品を積載したパレット台車の方向を転換しようとしたところ、旋回した車輪に足を挟まれた。



【解説】

○ 事例④-1

- ・ ミキサーの覆いは、インターロックにより攪拌羽根の回転が止まってから開くよう改善。
- ・ 手を入れるときは、電源を切るとともにコンセントを抜き、「電源を入れるな」の札を掛け、攪拌羽根が止まっていることを確認してから作業。

○ 事例④-2

- ・ フォークリフトの運転操作及び発進の際は、「右ヨシ、左ヨシ、前方ヨシ」と指差呼称を行い、周囲の安全を十分に確認する。
- ・ フォークリフトの周囲で作業する者は、フォークリフトの運転手から見える安全な立ち位置に。

○ 事例④-3

- ・ 台車移動は、できるだけ安全靴を使用すること。
- ・ 方向を転換する際は、身体の正面と台車の中心がずれた状態で、パレット台車を動かさない。

(参考) 「熱中症」災害防止のポイント

高温多湿な職場では「熱中症」の危険があります。



■ 熱中症を予防しよう！

- 睡眠不足など体調の変化に気をつける。周囲にも気を配る
- 通気性のよい、吸湿性・速乾性のある衣服を着用する
- こまめに休憩と水分補給を

■ 次の症状があると「熱中症」のおそれ！

- めまい、立ちくらみ、手足のしびれ、筋肉のこむら返り、気分が悪い
- 頭痛、吐き気、嘔吐、倦怠感、虚脱感、いつもと様子が違う
- 返事がおかしい、意識消失、けいれん、からだが熱い (重症)

■ 責任者への連絡と次の措置を！

- 涼しい場所へ避難させる
- 衣服をゆるめ、からだを冷やす (特に、首周り、脇の下、足の付け根)
- 水分・塩分、経口補水液(水に食塩とブドウ糖を溶かしたもの)を補給する

自力で水が飲めない、意識がない場合は、すぐに救急車を！

【解説】

「バックヤードでの調理作業中気分が悪くなり、熱中症と診断された。」

屋外以外でも熱中症が発生することに注意が必要です。

1 熱中症を予防しよう！

熱中症で大切なことは、予防と早期発見、早期対処です。体調管理と水分補給を適切に行いましょう。

2 次の症状があると「熱中症」のおそれ！

熱中症対策で大切なことは、熱中症の症状に自分が気が付くことと、周りの他の作業員も様子がおかしいことに気がついてあげることです

そのためには、熱中症の症状を知っておくことは大切です。

3 責任者への連絡と次の措置を！

すぐに必要な対応をするとともに、責任者に連絡するとともに、意識がない場合はすぐに救急車を呼ぶことです。対応が遅れると生命にかかわります。早めに病院へ運んだり、救急車を呼ぶことが大切です。

【参考資料】

厚生労働省リーフレット「熱中症を防ごう！」

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/090630-1.html>

(1) もし「異常事態」が発生したら

- ① 異常事態を発見したら、まず何が起きているかを確認しましょう。
- ② 周りにいる責任者や同僚に大きな声で知らせよう。
- ③ 必要により非常停止ボタンで機械を止めましょう。
- ④ 責任者の指示のもと、同僚と協力して適切な処置を取りましょう。
- ⑤ 一人で勝手な行動はしません。

【知らせよう！】

機械の状態がいつもと違っていたら、リーダーなど、まわりの人にすぐに知らせましょう！

レバーが
ぐらぐらします

赤いランプが
ついています

ランプが
点滅しています



変なにおいが
します

変な音が
します

青いランプが
消えています

さわると 熱いです

〇〇が ありません

【解説】

1 異常事態についての安全衛生の教育訓練の実施

異常事態に出会うとあわててしまい、大きな事故や災害に至ってしまう場合があります。

あらかじめ、次の教育訓練を行っておきましょう。

- ・どのような異常事態が発生する可能性があるか
- ・そのような時に、どのように行動したらよいか
- ・異常事態とその対応については、想定した訓練を行っておくことが是非必要です。
- ・後で実際に行ってもらいます。（教育のあと実際に行ってもらおう訓練は効果的です。）

2 いつもと違う状態に気が付くこと

機械が動いているといつもと違う状態を感じる場合があります、絵に示したように「何か変なにおいがする」、「異常を知らせる赤いランプが点いている、あるいは点滅している」といった通常と違う状態となることがあります。このようなことに気が付くことが大切です。

3 気が付いたらすぐに責任者に知らせる

異常に気が付いたら、すぐに責任者に知らせるようにしましょう。よく分からないまま、自分の勝手な判断で行動すると自分自身が災害に巻き込まれる場合もあります。

(2) もし労働災害が発生したら！

安全と思われる職場でも、労働災害発生の可能性をゼロにはできません。

万一、労働災害が発生したら、次の対応をしましょう。



労働災害発生時の対応(例)

労働災害
発生

まずは落ち着いて！

- ・あわてて駆け寄って、二次災害を発生させない
- ・大きな声で知らせよう

現場対応

被災者の救護！

上司（責任者）への連絡！

- ・責任者の指示があれば補助なども
（被災者の病院への搬送など）

【解説】

非常事態（地震、火災など）や労働災害発生時に誰がどのように行動するかを決めておくことが必要です。そのうえで、日頃から、安全衛生教育や訓練により、労働災害発生時に正しい行動ができるようにしておくことが大切です。

1 労働災害が発生したらまずは落ち着いて

まずは、大きな声で周りに知らせましょう。

一緒に働いている人が、機械に巻き込まれたり、感電したりして労働災害にあうと、誰でもあわててすぐに助け出そうとするでしょう。しかし、災害が発生した直後はまだ、災害となる危険な状態が続いているので、助けようとした人もまた災害にあってしまうこともたびたびあります。

あわてて二次災害とならないよう、まず何をしなければならぬかを、安全衛生教育により正しい行動ができるよう身につけさせることが重要です。

2 責任者に連絡する

異常事態が発生したらと同様の対応が原則です。

非常停止ボタンを押す、機械のスイッチを切るなどで危険な状態の進行を止めるようにします。

責任者に連絡し、その指示に従って行動するようにします。（被災者の病院への搬送などは責任者の指示でその補助を行う場合があります。）



ご安全に

未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル(商業)作成委員会の委員名簿

赤木 勝	労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント
小澤 信夫	一般社団法人 新日本スーパーマーケット協会 調査役
小林 繁男	労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント
新宅 友穂 (委員長)	一般社団法人 日本生産技能労務協会 専務理事
中津 伸一	一般社団法人 日本ボランタリーチェーン協会 常務理事
山口 忠重	労働安全コンサルタント

